

第三十七回 参議院内閣委員会會議 録 第三号

昭和三十五年十二月十五日(木曜日)午前十時三十分開会
出席者は左の通り。

委員長 吉江 勝保君
理事 石原幹市郎君
村山 道雄君
伊藤 顯道君
横川 正市君

委員

大泉 寛三君
小柳 牧衛君
下村 定君
中野 文門君
一松 定吉君
鶴園 哲夫君
松本治一郎君
矢嶋 三義君
山本伊三郎君
辻 政信君
片岡 文重君

國務大臣

大藏大臣 水田三喜男君
國務大臣 迫水 久常君
國務大臣 西村 直己君

政府委員

人事院總裁 浅井 清君
人事院事務局長 滝本 忠男君
総務府總務長官 藤枝 泉介君
総務府副總務長官 佐藤 朝生君
内閣總理大臣 増子 正宏君
官房公務員制度調査室長 白浜 仁吉君
防衛政務次官

防衛庁人事局長 小野 裕君
大蔵政務次官 田中 茂穂君
大蔵省主計局給与課長 船後 正道君
文部省初等中等教育局長 内藤三郎君
事務局側
常任委員 杉田正三郎君
専門員
文部大臣官房 宮地 茂君
人事課長 海上保安庁 山崎 城君
総務部長

説明員

本日、の會議に付した案件
○一般職の職員給与に關する法律等の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)
○防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)
○特別職の職員の給与に關する法律の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○委員長(吉江勝保君) これより内閣委員会を開会いたします。
去る十三日、予備審査のため本委員会に付託されました一般職の職員の給与に關する法律等の一部を改正する法律案、防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案及び特別職の職員の給与に關する法律の一部を改正する法律案、以上三案を一括して議題といたします。
まず、政府から提案理由の説明を聴取いたします。

○國務大臣(迫水久常君) ただいま議題となりました一般職の職員の給与に關する法律等の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由並びに内容の概略を御説明申し上げます。
本年八月八日、人事院は、国会及び内閣に対し、一般職国家公務員の俸給表を全面的に改善し、初任給調整手当を新設し、期末手当を増額すべきことを勧告いたしましたのでありますが、政府といたしまして慎重に検討を重ねました結果、このたび、これを実施することと致し、閣議決定に達いたしましたので、関係法律について所要の改正を行なうと致すものであります。

まず、一般職の職員の給与に關する法律(昭和二十五年法律第九十五号)の一部を改めまして、次の通り、人事院勧告の実施をはかることといたしました。
すなわち、第一に、全体給表の全等級を通じて、人事院勧告通り、俸給月額を現行俸給月額のおおむね一〇%ないし三〇%程度引き上げた額とし、昇給に必要とされる期間を原則として十二月とすることといたしました。

第二に、科学技術振興の趣旨に沿ひ、採用による欠員の補充が困難な科学技術系の職員に対し、初任給調整手当を新設し、採用後三年以内の期間、月額二千円をこえない範囲内の額を、一年ごとにその額を減減して支給することといたしました。

第三に、十二月十五日に支給する期末手当の額を〇・一月分増額して一・五月分とすることといたしました。
第四に、俸給月額の設定に伴ひまして、委員、顧問、参与等の非常勤職員に対する手当の支給額の最高限を、日額三千円から四千七百円に増額することといたしました。

第五に、給与支給事務の現状にかんがみ、俸給の支給方法を改め、月一回払いを原則とすることといたしました。

次に、一般職の職員の給与に關する法律の一部を改正する法律(昭和三十三年法律第五十四号)の附則の一部を改めまして、俸給月額の改定および昇給期間が十二月に統一されたこと等に伴ひ、暫定手当の額のうち、現行暫定手当の額を用い得なくなった部分について、現行暫定手当の額に準じて改定することとする等の措置を講ずることといたしました。

なお、本法に附則を設けまして、俸給の切りかえ方法および切りかえに伴う措置等を規定するとともに、初任給調整手当の新設に伴う関係法律の整備を行なうことといたしました。

この法律案は、以上申し述べました内容について、関係法律の改正を行なうこととするものでありますが、人事院勧告において、本年五月一日から実施することを適当と考へるとされた俸給表の改定に關する部分につきましては、諸般の緊急重要施策及び財政事情等にかんがみまして、期末手当の増額等の規定とともに、本年十月一日にさ

かのぼって適用することとし、初任給調整手当の新設及び俸給の支給方法の改正に關する規定は、昭和三十六年四月一日から施行しようとするものであります。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛成下さいますようお願い申し上げます。

○國務大臣(西村直己君) ただいま議題となりました防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由並びに内容の概要を説明申し上げます。
この改正案は、今般提出されました一般職の職員の給与に關する法律等の一部を改正する法律案の例に準じまして、防衛庁職員の俸給月額の改定等を行なうと致すものであります。すなわち、まず、事務次官、統合幕僚會議の議長及び参事官等並びに自衛官の俸給表につきましては、一般職の例に準じて改定を行なうこととし、事務官等の俸給表につきましては、従前通り一般職に適用される俸給表によることといたしました。これにあわせて、防衛大学校の学生に対する学生手当の額につきましても改定を行なうことといたしました。

また、一般職に準じて、事務官等に対して初任給調整手当を支給することとができるように改正することといたしました。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛成下さいようお願い申し上げます。

○国務大臣(水田三喜男君) たいま議題となりました特別職の職員給与に關する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由を御説明申し上げます。

政府は、今回、昭和三十五年八月八日に行なわれまして人事院勧告に基づいて昭和三十五年十月一日以降、一般職の職員の給与を改定することとし、別途法律案を提出して御審議を願うこととしたのであります。けれども、これに伴い、従来より一般職の職員との均衡を考慮して定められております特別職の職員につきましても、その俸給月額に所要の改正を行なおうとするものであります。

以上が、この法律案の提案の理由であります。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛成下さいようお願い申し上げます。

○矢嶋三義君 大蔵大臣は予算委員会に出席されるのでありますから、けさ私発見いたしましたこと、緊急な件について五分間程度伺いたいと思つてます。

たいま給与法改正法律案がここに上程され、これに伴う補正予算案が国会に上程されているわけですが、その中に、給与改定として二百四十八億一千九百九十八万三千円が計上されております。この二百四十八億一千九百九十八万三千円の中に、架空の公務員の給与改善を對象としたものが含まれていて、そういうことなのですが、どうしてそういう予算案を国会に提出された

のですか、また、そういうことは可能でありますか。

○国務大臣(水田三喜男君) 今の御質問、一応承っております。私のほうで検討してから、あとからお答えいたします。その御趣旨の点がはっきりいたしません、あるいは定員法が通らなかつたが、しかし、実際は通ると見て採用しておいた職員がおりますし、そういう問題に觸れておられる問題かどうか、あとから検討してお答えいたします。

○矢嶋三義君 もう一、二問。防衛庁長官閣下は、帰りましたか。

○委員長(吉江勝保君) 帰りました。

○矢嶋三義君 ちょっと二、三分おつていただかないと困るのですが……定員法關係については関連もあることですが、私は問題にしません、この特別国会に内閣から提案される法律の案件の内容については、官房長官からすでに議院運営委員会等において説明されているわけですが、それ以外の、具体的に言つて、この防衛庁の職員定員増八千四百五人、これを別ワクの所要予算の中に計上しているということなのですが、これは全く不当であつて、さうく予算案の字句修正か何かの形で国会に提出されなければならぬものと私は考えるわけですが、どうお考えになりますか。そういうことはできませんよ。

○国務大臣(水田三喜男君) 防衛庁の問題でございましたら、今申しましたように、御質問の御趣旨は十分承知いたしましたので、あとからお答え申し上げます。

○矢嶋三義君 最後にもう一問言つておきます。最後の要望ですが、あなたは予算編成作業の当面の責任者であり、

まあこれを所管されているわけですが、しかし、池田内閣の国務大臣でありまして、その立場から私は強く要望いたしておきますが、この特別国会にどういふ法案が上程されるということは、かつて閣議で決定され、議運でも説明され、ここでも官房長官がお話になっているわけですが、それでこの補正予算を出して、これにこうなっているから、それで防衛庁長官が主張されるように、提出を見合はしておいた法案を出さなければならぬ、出すというふうなことになれば、全く悪循環になつて、不見識もなはだしいことになると思ふのです。だからそういうことになれ

ば、私は内閣の責任問題が起つて参ると思ふのです。矢嶋の私見をもつてするならば、この活字が間違つておつたというので、誤字訂正の形で、早急に数字を訂正されるのが一番妥当だと思ふます。それ以外の方法をとつたならば新たな問題が提起され、内閣の責任問題が起つてくる、私はそういう意見を持っておりますから、これは意見として申し上げておきますから、お含みおき願ひたい。

○委員長(吉江勝保君) これより質疑に入ります。

政府側出席の方は、藤枝総理府総務長官、白浜防衛政務次官、田中大蔵政務次官、増子公務員制度調査室長、小野防衛庁人事局長、船後主計局給与課長、滝本人事院給与局長、以上の方々がございます。御質疑のおありの方は順次御発言願ひます。

ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(吉江勝保君) 速記を始めて。

○山本伊三郎君 大蔵省の主計課長おられますか。

○委員長(吉江勝保君) おります。

○山本伊三郎君 総務長官もおられますね。実はこの前の委員会でも検討しておりますが、最高裁判所の判事、判事補の給与の状態の資料提出を求めておりました、それはどうなつたか、一つ御両方から御回答願ひたい。

○政府委員(藤枝泉介君) 現在取りま

とめをいたしておりますので、でき次第至急に御提出申し上げます。

○政府委員(船後正道君) 御要求の資料を総理府を通して御提出することにしたしておりますので、取りま

とめをいたしておりますので、でき次第至急に御提出申し上げます。

○國務大臣 実施の時期につきま

して三月末の調査であるから、当然四月から実施すべきものだ。それについて政府が実施しなかつたのは、はなはだ遺憾である、こういう答弁をされたわけではあります、今回は時期を明示しておられるから、政府は十月一日、五カ月はどサバを説んだわけ

あります、この問題について入江人事官は、前回の本委員会におきまして、遺憾であるということを言われたわけですが、浅井総裁はどういうふう

に考へておられますか、伺いたいと思ひます。

○政府委員(浅井清君) 私も同様に考へます。

○國務大臣 遺憾であるということ

です。

人事官がこの席で申しましたことは、だれが申し上げても、人事院を代表しての発言でございまして、私もそう思ひます。

○國務大臣 政府に伺ひたいのです、前の給与担当大臣は、人事院が実施の時期を明示するならば、要するに五月一日にやるということですね。実施の時期を明示するならばその通り実施したいということを本委員会でもお答えになつておられます。高橋前給与担当大臣も、五月一日から実施するよう

にできるだけの努力をしたい、こういうことであつたわけですが、結論は、遺憾ながら努力をしたけれどもできなかった、こういうふうなお話であり

ますが、この点についてどういふふう

に考へておられますか、伺いたいと思ひます。

○政府委員(藤枝泉介君) 人事院が五月一日から実施をすることを適當とい

う勧告をされましたのでありまして、政府といたしまして、できるだけ人事院の御勧告の線に沿つてやりたいという

ことで努力をいたしたわけですが、い

います。しかし、先ほど給与担当大臣から提案理由の説明を申し上げました

ように、当面やらなければならぬ他の幾多の施策並びに財政事情等がござ

いまして、はなはだ残念でござい

ますが、人事院の御勧告通りに五月から実施することができなかつたのでござ

います。しかし、可能な範囲においてで

きだけ早くということを考えて、

従来ならあまりさかのぼつて実施する

ということも少なかつたのでござい

ますが、本年は十月一日ということに

したような次第でござい

ます。この

間、五カ月のギャップのできましたこ

とは非常に残念とは思いますが、国の財政事情その他を勘案いたしますときに、どうしてもこの程度しかできないかったというのを御了承いただききたいと思ふ次第でございます。

○鶴岡哲夫 ぎょうの段階におきましては、浅井総裁の言われますはなはだ遺憾である、政府としてもきわめて遺憾だと言葉をきょうはいいたたいとおきたいと思ふ。

それから第二番目に伺いますことは……

○矢嶋三義 ちよつと関連して伺いますが、岸内閣は自由民主党を与党とする内閣であり、池田内閣も自由民主党を与党とする内閣で、ともに政党内閣で、責任政党政治が行なわれておるわけですが、岸内閣は、失政の責任をとって退陣されたのであります。それともどういう形で御退陣になられたのか、どう御認識を今の内閣はもっておられるのか、お答え願います。

○政府委員(藤枝泉介) 私がお答えするのはあるいは不適当かと存じますが、私、考えますに、岸内閣は、将米の日本のいき方について、この際人心一新をするのが適当と認めて総辭職されたものと心得ております。

○矢嶋三義 失政の責任をとられたのかとそれなのですか、そういう確認のもとに総辭職されたのかそれなのですか。あなたは岸内閣の総務長官であつたわけですから、了承しておるわけですが、責任をとっておやめになったのか、ならないのか、お答え願います。

○政府委員(藤枝泉介) 岸内閣当時、私は総務長官をいたしておりましたのでございしたけれども、その当時

の閣議の模様その他は了承はいたしておりませんけれども、私の理解するところによりましては、人心一新を目途といたしまして岸内閣は総辭職されたものと心得ております。

○矢嶋三義 従つて、その答弁を私は一応のみ込みますが、失政の責任をとられたという形ではないわけですね。さうに聞こえるし、あなたの答弁もさうだと思ふのですが、念のために確認しておきます。

○政府委員(藤枝泉介) 私が申し上げるのは適当でないかと存じますけれども、私の理解するところでは、いわゆる失政の責任をとられたという考へ方ではないと心得ております。

○矢嶋三義 従つて、自由民主党という与党によつてささえられておる岸内閣並びに池田内閣というのは、これはきわめてその関係というのは深い関係にあると思ふのです、与党が同じだけに、従つて、前内閣の公約というものをむげにすることはできないと思ふ。そこが私は重大だと思ふ。同じ自由民主党にささえられておる内閣にしても、岸内閣は失政の責任をとつてやめて、ここにその失政をわけて、新たにスタートしたというなら、岸内閣当時の言明というものをある程度是正されるのが許されると思ふ。しかし、

さうでなくて、ただ人心の一新だけで、それを継承した形で、同じ自由民主党にささえられる内閣として政権を担当する以上、前内閣の公約というものは、私は無視されてはならないと思ふのです。そこで、その前提のもとに伺いますが、この勧告をすなおに受け入れるということはどういふことなん

でしよう。あなたはどういふようにこ

の日本語を解釈されますか。すなおに忠実に実行いたすということはどういうことでしょうか。

○政府委員(藤枝泉介) 人事院の勧告を十分に尊重して実行するということと存じます。

○矢嶋三義 あなたのような頭のよい人が、そんないいかげんな答弁をしては困りますよ。それならさういふ答弁をしておればいいわけですよ。この三十五年六月七日の本委員会の質問者は、与党の村山道雄理事ですよ。この理事の質疑の要点は「人事院が四月一日というように明示をいたした場合には、政府はその通りに実施をされるお考えでありますか。――きわめて明確なる質疑ですよ。それに対して國務大臣益谷秀次君の答弁は、人事院から勧告が参りますならば、常に申し上げております通り、――常に申し上げております通り」ですよ。「これをすなおに忠実に実行いたしたいと考えております。」こういう答弁を国会の速記録に残しておいて、先ほど鶴岡委員の答弁では済まされませんよ。これは質疑者の村山さんだつて責任があると思ふのですよ。これだけの答弁をさして了承しているわけですよ、村山さんは。さうしてさがついておるわけですよ。さういふ答弁を遺憾であるとして、責任を

もつて岸内閣は退陣をしたのなら追及しません。しかし、さうではないのです。同じ自民党にささえられる内閣として、これを継承しているわけですよ。しかも、益谷さんは与党の今幹事長という要職にあるわけなんですよ。さういふことは許されませんか。財政事情の云々というものは許されませんよ。さういふことでこの門は通れませんよ。

一体政党政治、責任政治というものをあなたはどうか考えになっておるのですか。さういふことならば、岸内閣が退陣した場合に、当然野党のどの党かに政権を渡さなければならぬ。それを渡さないで政権を担当していく以上は、それだけの責任ある政治をやらなければ、立法院における質疑が無意味になるじゃありませんか。

○政府委員(藤枝泉介) 矢嶋さんのおっしゃる通り、同じ自民党内閣でございしますから、前内閣当時の、その内閣の公約あるいはその内閣における閣僚の発言というものを対しましては、現在の内閣といえども、責任のありますることは当然だと思ひます。前々給与担当大臣であられた益谷さんの当時の発言については、十分私も存じておりますが、従ひまして、この従来の当委員会における閣僚の発言を責任を

もつてやりたいということではない、力をいたしたのでございしますけれども、先ほど申し上げましたように、諸般の事情がございまして、はなはだ残念ではございしますけれども、それが十分にできなかったというところは残念に存じておりますが、その辺の事情は十分御了承いただきたくと考える次第でございます。

○矢嶋三義 私は鶴岡さんの関連です。もう一問で終わつて、またあとでやりますが、残念とかいふようなことで済まされませんよ。速記をつけて質疑応答をやっているわけですよ。これが活字にこういふふうに明確でなければ私は追及しません。しかも、責任ある与党の理事の質疑ですからね。それに対して、担当閣務大臣が明確に、

うにすなおに忠実に実行するということを答弁されているのです。だから私は、これは残念でありますというふうなことでございすることはできないと思ひます。参考に承つておきますが、何ですか、さつきから財政不如意で云々というのを言われてますが、数字をお答えいただきます。今度税の自然増収を幾らと内閣は踏まれたのか、本会計年度中における税の自然増収は幾らという見通しを持っておられるのか、どういふ数字をもつて、いろいろやらねばならぬから財政上不如意で、益谷さんから答弁されているが、五月からの実施ができないと言われるのか、その数字の根拠を示して下さい。

○政府委員(藤枝泉介) すでに国会に御提出申し上げました補正予算で御存じのように、約千五百億の自然増収を見込みまして、それに見合う各般の事業をやるわけでございしますが、その意味におきまして、この自然増収の範囲におきましては、残念ながら十月一日実施以上にはさかのぼることのできなかったという事情でございます。

○矢嶋三義 これで終つておきますが、あとで大蔵省の人が来たらたまたまですが、さういふ数字ごまかしちゃいけないと思ふのです。大蔵省の役人さんはちゃんと知つていますよ。今度あなた方は税の収入増加を千五百七十二億と見えています。大蔵省のお役人さんさへ言つてますよ。昭和三十五会計年度中に、これもさらに少なくとも五百億か六百億の自然増収はあるということをお役人さんが言つていらつしやいますよ。さういふ数字を隠しておいて、そして財政負担がでないのか、かつてはお約束を申し上げたが、

残念ながら実施できません、それは聞かれませんと言っているわけですか。あとでまあこれは大蔵大臣その他に伺いますが、いずれにしても、官房長官お見えになっていませんが、これは責任問題ですよ。村山さんでも僕は遺憾の意を表されることだろうと思うのです、質疑者なんですからね。そうしてこれだけの答弁をいただいてあなたは満足してさがつておられるんだが、そこに私は問題があると思うのですよ。この旨は、いずれ機会があれば指摘しますが、総務長官、総理にお伝えいただきたい。そしていかにして責任を立法府に果たすか、どういう償いをするか、いかなる改善策あるいは数字をもってわれわれの気分がおさまるようになれるか、それを検討されて、後刻お答え願いたいと思います。あとでまた質問します。

○鶴岡哲夫君 一般職の職員の給与の法律改正について、人事院勧告と違ったところございますか。修正されたところございますか。

○政府委員(藤枝泉介君) 人事院が勧告をなされた別表の俸給表につきましては、人事院の勧告通りをそのまま採用をいたしておるような次第でございます。

○鶴岡哲夫君 変わったところありませんか。

○政府委員(藤枝泉介君) 鶴岡さんの御質問、おそらく俸給の切りかえの問題を御指摘になっておるのではないかと存じますが、ただいまお答え申し上げますが、人事院が勧告をなされた俸給別表、これには修正をいたしましたところはございません。

○鶴岡哲夫君 切りかえについては変えたところがあるということですか。

○政府委員(藤枝泉介君) 切りかえそのものについては、人事院から何ら勧告をいただいておられないわけでございますが、この別表の内容について、あるいは人事院がお考えになっておったところと、多少切りかえの措置については訂正をいたしました点があることは事実でございます。

○鶴岡哲夫君 それを説明していただきたい。どういうわけで人事院のお考えになっておられた点よりも変えられたいか、その点について説明を承りたい。

○政府委員(藤枝泉介君) おそらく附則第五項の教職員の切りかえについての御尋ねであろうと存じます。これは御承知のように、大学院担当の教授、助教授については、ある号俸について、従来単なる大学の教授と昇給年限の違っておるものがありましたことは御承知の通りでございます。今回の人事院勧告によりまして、これが一本になったのでございますが、大学院担当の教授、助教授については、まあ何と申しますか、多少普通の大学の教授よりも昇給年限は早いのだという一種の期待権、権利とまでいえますかどうかかわかりませんが、そういうものがあるかと存じますので、この切りかえのときに、その激変を避けるために、三カ月だけ昇給期間が短くなるような措置をとったわけでございます。

もう一つは、高等学校の教諭につきましては、小、中学校の校長の俸給よりも、御承知の通り、やや上になっておったわけでございますが、これが今回の人事院勧告によりまして、ある時期に参りますと、小、中学校の校長さんの方が、高等学校の教諭の俸給よりも上回るようなところが出て参ります。これは体系そのものについては人事院が御研究になっておられるようでございますが、しかし、やはりその付近におる人につきましては、ある程度の期待権とでも申しますか、望みを持っておったと考えられますので、これらが急にそう変わるのを避けるために、これまた大学院の教授、助教授と同じような措置をとった次第でございます。

○鶴岡哲夫君 これについて人事院はどういうふうに見ておられますか。

○政府委員(浅井清君) 人事院としては、これらの昇給期間については、全部十二月で統一するという考え方を先に出して、全部同じようにしておったのでございます。

それから、一番問題になります高等学校と中、小学校の先生との関係、これは教員と教員との関係、校長と校長との関係におきましては、ちゃんと均衡を保っておるわけでございます。問題となりますのは、小学校の先生は校長になる機会がはなはだ多い、高等学校の先生は校長になる機会がはなはだ少ない。こういうことから、高等学校の先生の上方と、中、小学校の校長さんとの間にこしらえておきました従来の均衡が、今度では破れているんじゃないか、こういう考えから政府はこれを修正されたのだらうと私は思うのでございます。これは、人事院の考え方については、その当時なかったでございます。

○鶴岡哲夫君 そういうような、均衡がどうだというようにお考えになるならば、俸給表全体についてそれはいいえ、期待権とおっしゃるならば、全体について期待権があるのですよ、六等級におる人でも、あるいは七等級におる人でも、従来のような期待権を持っています。その期待権を大幅に裏切られて今度の上に非常に厚く、下に薄い俸給体系だと思ふ。だから、もしそういう期待権なり不均衡というものを幾らかでもお考えになるならば、俸給表全体についてお考えになつてしかるべきじゃないかと思ふのです。伺いたいと思います。

○政府委員(藤枝泉介君) 先ほど申しましたように、この大学院の教授、助教授並びに高等学校の教諭につきましては、その全体の、何と申しますか、俸給がよくなるというような意味の期待権と違ひまして、今までの実情と多少違った形になりますので、その辺を一応切りかえのときだけは緩和をしようじゃないか、こういう考え方でございます。

○鶴岡哲夫君 それじゃなかなか納得できないのですがね。そうすると、全部にそういうことは言えますよ。しかし、それは十四ある俸給表のうち、教育職の(1)だけについてそういうような幾らかあたったかき気持をお出しになるなら、すべての俸給表についてしかるべきお気持を出していただかなければ片手落ちになると思うのですね。

○政府委員(藤枝泉介君) 全体の俸給表の体系というものは、私どもは人事院の勧告された体系が現状においては妥当であるという結論を得たのでこの法案を御提出申し上げた次第でございます。ただ、それをやりますのに、繰り返して申し上げますが、この大学院の教授、助教授並びに高等学校の教諭につきましては、それをやると相当な

○政府委員(藤枝泉介君) 繰り返して申しわけございませんが、この人事院の勧告された給与表の体系全体といたしまして、今申し上げた大学院の教授、助教授並びに高等学校の教諭のものはほかにはないのじゃないか。全体としてもっと上げてもらいたいとか、もっと昇給率を高くしてもらいたいというふうな御期待はあろうと思ひますが、体系の中においてこういう特殊なものはほかにはないではないか。従って、これだけについて、しかもそれは切りかえのときに限って、まあいわば大きく変換するのを多少緩和したというふうな考え方なのでございます。

○鶴岡哲夫君 人事院はどうですか。

○政府委員(浅井清君) ただいま総務長官が御答弁になりましたように、これは特殊の事情なんでございます。でございますけれども、人事院としては、これは考え方の問題でありまして、人事院といたしましては、さいせん私

○鶴岡哲夫君 体系についてはお変えにならない、しかし、運用によって三カ月だけ短縮をして均衡をはかりたい、あるいは期待権にこたえたい、こういうふうなお話のようですが、私の申し上げておりますのも、十四あるこの俸給表について、体系はともかくといたしまして、そういうふうな三カ月なり六カ月なり、昇給の期間を短縮するというふうな御配慮はなされなければ私は片手落ちだというふうに考えるわけなんです。

が申し上げましたように、全部十二カ月にこれをきれいに直したわけでございます。ところが、今言ったような特殊の事情のある事がある、こういうふうに認められて政府が直されたものであらうと思ひます。

○鶴岡哲夫君 それで伺いたいのです、人事院がこの委員会におきまして、この上厚下薄につきまして、四等以下中堅のところをもう少し上げたよりいい体系ができたのだらうというふうな発言のあったわけですが、それから官房長官は、体系をいじることには非常に困難だ、やりたいという気持はあるけれども困難だということだと思ひます。

○鶴岡哲夫君 今の長官の御意見は、官房長官の意見と違ふように思ひますね。というのは、体系を是正するということとはきわめて困難だ、ということはお気持があらうけれども、正したいという御発言になつてゐる。その困難な点については、次の人事院の勧告に参考になるようにというお話だと思ひます。ですから長官のお気持もそういうところにあるのじゃないでしょうか。

○政府委員(藤枝泉介君) 各省からこの人事院の勧告についていろいろの御意見もあらう、また、公務員の諸君からのお申し出もあらう、いろいろ研究をしなければならぬ、これは幾多あらうかと存じます。ただ、現在与えられました私どもの調査並びに人事院が非常な大規模な調査をされました結論がこの俸給表でございますので、現在としましては、この俸給表に従つて法案の御審議をいただくのが要当ではないかということでございます。将来に向かひまして人事院のさらに深い研究をいただきまして、それが是正されますについては、十分御期

待を申し上げておるような次第でございます。

○鶴岡哲夫君 もう少し食い違つておるように思ひますが、官房長官と。しかし、これはこの段階で終えませんが……

○矢嶋三義君 ちょっと関連。問題が提起された場合に解決しておきたいと思ひますが、ね、鶴岡委員の、この人事院勧告をあなたのところで一部修正して出された、この附則五項ですね、これに対する政府を代表してのあなたの答弁、聞きがしっておくわけにいかない。で、少しお尋ねします。

その前提として人事院総裁に伺ひますが、都道府県の教職員の人事権を持つてゐるたとは教職員課長、こういう職種におられる方が管理職手当を支給を受けないで、たとへば小、中学校の教頭さんが管理職手当に相当するものの支給を受けるというところは、給与体系のあり方として、専門家である人事院総裁として妥当であると思ひます。それをお尋ねします。

○政府委員(浅井清君) 御質問でございますけれども、地方公務員のことについてはちよつと発言いたしかねるのでございますが……

○矢嶋三義君 逃げてはいけませんよ。専門家としてのあなたに見解を伺つてゐるのだから。

○政府委員(浅井清君) 国家公務員の方にしておきさうなことはないように思ひます。

○矢嶋三義君 あなたは、今度の改正では、特別職でたしか、十八万円になるはずですが、それだけの給与を受けて給与関係を専門にやられておるわけ

すから、だから専門家としての意見を承つておるわけで、国家公務員、地方公務員なんというのを言つておるわけじゃない。あなたの方給与関係を担当されてゐるのですから。改正案ではあなたは俸給月額十八万円ですよ、専門家としての意見を承つておる。あなたが答弁できないなら給与局長に伺ひましょう。そういう給与体系のあり方として、そういうものが適当であるか適当でないか。

○政府委員(滝本忠男君) 先ほど総裁が申されましたように、人事院といたしましては、国家公務員を所管いたしておる次第でございます。それで御説明申し上げる次第でございますけれども、われわれやはり給与体系として考へます場合に、われわれが考へますことは、国家公務員の範囲のことになりますので、これを一つお聞きと願ひたいと思ひます。現在特別調整額というものは管理、監督の職にある者に対して支給することができ、こういうふうにして現在給与法で規定がございす。それで、これはやはり責任の高い者から順々に付いていくというふうなことが、現在国家公務員の場合には行なわれておる次第でございますが、場合によりましては、いろいろな関係から中間段階を飛ばして、下の方の責任者にさういう手当をつけるということもこれはあり得ると思ひます。しかし、現在の体制といたしましては、上級の管理職というものにまず考へるべきものである、このように考へております。

○矢嶋三義君 もっと具体的に。

○政府委員(滝本忠男君) 地方公務員の問題につきましては、実情を十分

はつきりわれわれ知りませんので、具體的な、的確な答えは申し上げかねますが、ただいま私が申しましたようなことで御推察願ひたいと思ひます。

○矢嶋三義君 お互い時間がないし、速記だつて大事なんですから、逃げたりなんかしないで、十分知つてゐるのだからはつきりしたお答えをしよう。ございせんか、お互いにね。で、私総務長官に伺ひます。あなたの責任ですよ、こういう修正が出てこなければならぬことは、確かに小、中学校の先生の方が高等学校の先生よりも教頭とか校長になるチャンスが多い。そういう点がはつきり出てくる。だから今の何で、しかも大学以上の教頭に対して管理職手当を出すということになると、大学を出て高等学校におつて教頭になるチャンスが少ない、そうなるべくと、同期で同じ学歴で逆転する場合が起こってくる、この原因はだれが作ったかという、あなたを作つたのです。給与というものを、党利党略的な立場で給与政策をやつたというところに問題がある。そのときの責任を問ひますよ、藤枝さん、笑いとてじゃないですよ。私の県の例をあげましょう。私の県では、教職員の人事権を持つてゐる学校教育課長ですね、施設課長は管理職手当に相当するものがないのですよ。ところが、あなたの方の党利党略的な立場から出した、校長から教頭の六等級以上に管理職手当七割出すということで管理職手当が出ておる。こんなばかんなことはありませぬよ。人事権を持つておる課長が管理職手当に相当する額を受けな

い、失礼ながら、小さな六等級の小学校の教頭さんが管理職手当に相当す

るものが出るというような、そんな給与体系が、地方を通じてあり得ますか。これはあなたが何とおっしゃるうとも、党利党略的な立場から、純粋な給与制度体系でないところから出てきたものですよ。だから実態が、さっき言ったように、教頭、校長になるチャンスが少ない。従って給与が、高等学校の先生が同年輩、同学歴で小学校に在職して教頭なんかになったという人は逆転するという例が起こつてきた。そこに不満が起こつてきた。陳情があつた。そこでどういうふうにするかというので、弥縫策として第五項の附則として出てきた。そういうことで、国の給与政策というものはいいのでしようかね。藤枝さん、あなたまじめに考えていただきたいと思うんです。一言の反論の余地もないわけですよ。それをさっきのように、そらぞらしく何とかかんとか答弁してごまかし通す。良心的にできないと思うのです。建設的な質問をいたしますが、先般これに就いて伺つてゐるのですが、人事院の総裁並びに総務長官に建設的な質疑をいたしますが、あと単位については申し上げますが、教育職に関する俸給表は、さっき言ったような党利党略的な立場が入つてきて、純粋な給与政策という立場でやらなかったために非常に乱れてきてゐる。だから二、三分間でもいいですが、たとえば産業教育手当という制度けつこうです。けつこうですが、同じ学校に勤めておりながら、一部の人には産業教育手当が出たり出なかったりすること、一体これで学校長が教職員を統率して学校管理運営ができるかどうか

かという問題、それから今度は初任給調整手当の問題、管理職手当の問題、それから先般こゝであなたおられなかったが、質疑して、文部省が認めたわけですが、行政職の甲、乙を作ることによつて、教職員の既得権が剥奪された形になつて、教職員は大学卒業したばんくらでいいということに給与政策上はきつり出てきた。それで教職員には超勤というものがなかったので調整しておつた。それがはがれてきた。ところが、一日どれくらい超勤をしてゐるかという数字は文部省自身持つてゐる。週に十一時間から十三時間という数字が出てゐる。だから建設的な意見というものは、この教職員の超勤の時間を加味した、それを調整した、すつきりした俸給表というものを再検討する必要がありますかということ、内藤初中局長も前回の委員会ではきつり私の質疑に対して答えてゐるわけですよ。産業教育手当等が、これは自民党の、率直に言つてある議員さんあたりがいろいろ努力をされたわけですよ。ここまで中さねばわかりませんが、こういうこともあつた。工業学校の産業教育に従事してゐるものに手当を出さないで、農産学校の先生だけに出した。それで法律は通つちやつた。議員立法で、自民党さんの何で。そして工業学校の先生は電気を扱う、機械を扱つてゐる。農業学校の産業教育をやつてゐる以上自分たちは責任がある、危険だ。やつてほしいと陳情に行つた。ところが、ある工業学校の先生が言うことには、農業学校の先生は頼みに来るが、お前らは頼み来ないからやらなかつた。それで、これは問題になつて、あとに調整されまし

たけれども、そういう経過をとつてきてゐる。これは産業教育の重要ということ、勤務時間が延びるというようなことで出てゐるわけですよ。超勤とも関係がある。だからこれを純粋な立場から給与というものを考へて、すつきりしたものにするために、超勤時間を加味した教育職にふさわしい俸給表というものを抜本的に検討し直す必要があるということ、内藤局長自身答弁してゐるのですから、その作業をさつそく私は始めていたきたい。そうでないと、さっきごまかした答弁をしてゐるようですが、こんな附則五項みたいなものを幾つも作れば作るほど、非常にすつきりしないものになつてきてゐるわけですよ。この附則の五項をつけた気持はわかるけれども、原因はあなたたちが作つてゐるわけですよ。給与というものを純粋な立場から考へないで、党略的なところから考へたところに原因があつてこういうふうな複雑怪奇な給与制度になつてゐるわけですよ。そこに公務員としての不満もあり、能率向上にも支障を来たしてゐるわけですから、そういう角度から、私は特殊な教職員表というものを、合理的な納得のできるというものをさつそく検討して、次回の国会くらいにわれわれの審議が受けられるように作業していただきたい、かように思うわけですよ。これは一つ私は社会党的な、党略的な発言もしなければ、暴論でないといふ心から確信を持つておりますが、人事院総裁並びに総務長官のお答えをいただいております。と思ひます。

○政府委員(浅井清君) まことに御同感だと思つております。人事院に關する限り、さうにいたしたいと考えております。ただ、これは俸給表だけの問題じゃないのでございませう。給与体系全体の問題になつてくるだらうと思つております。ただ、一つ御了解願ひたいことは、人事院の所管してありますいわゆる国家公務員である教員は、国立大学の教員が大部分を占めてゐる、高等学校以下は非常に少ない、こういう事実でありまして、高等学校以下の教育公務員は、大部分が地方公務員たる形になつてゐる。そうして国家公務員に行ないました給与体系が、そのまま右へならえてこれに準ずる、こういう状態になつてゐるのでございませう。でございませうから、われわれといたしましては、矢嶋さんの御意見を十分尊重いたしまして今後研究いたしたいと思つております。

○政府委員(藤枝泉介君) 俸給の体系は、なるべくすつきりしたものであつた方がよいといふことは御説の通りだと存じます。いわゆる管理職手当であるいは産業手当等が、私、党利党略でできたとは存じませんけれども、そのときいろいろの要請によつて生まれたものではあるうと思ひますけれども、しかし、そういう俸給にいろいろな複雑な手当その他がつくといふことは好ましくないことだと存じます。従いまし、ただいま人事院総裁がお話になりまして、人事院並びに文部省等と十分連絡をいたしまして、実情に合つたすつきりした教育職員の俸給表がでますようにわれわれも努力をいたしたいと存じます。

○矢嶋三義君 お二方の検討、努力されるという方向についてはそれでけっこうです。了承します。しかし総務長官、これは責任ある国民の前にしての質疑応答ですから、失礼ながらあなたの党利党略云々という、云々という答弁は私はだまつてさがるわけにいかないのです。人事院総裁、あなた方は国家公務員を対象にしてやつてゐる、こゝう言ふのです。確かに国立学校等に中学校、小学校は少ない。しかし、それがそのまま地方公務員に準用されることは、人事院総裁、あなた自身お認めの通り。管理職手当なるものを私こゝでいい悪いは論じません。しかし、高等学校並びに中、小学校の校長並びに教頭までの管理職手当云々というものは、人事院が給与政策として専門的に検討して、その結果出てきたものじゃないじゃないですか。専門家でないで党さんの方で、まづ校長さんの管理職手当、教頭さんの管理職手当を出して、それに引きずられて人事院は国家公務員の教頭に至るまでの管理職手当に關する人事院規則をきめたじゃないですか。付属校の主事までに出すときめられたのが経過で、本末転倒じゃないですか。今の日本の給与に關する法律の立て方からいって、全く本末転倒じゃないですか。そうして現実的に全県下の教職員の人事を管理してゐる課長が管理職手当に相当するものを支給を受けないで、六学級のいなかの片すみの小学校の教頭ぐらゐが管理職と認定されて、それに相当する給与を受けてゐるということおかしきやないですか。矛盾を感じないですか。こんなことを人事院の知能をもってしては絶対やりませんよ。ここに原因があるのですよ。それは藤枝さん、率直に認めようじゃないですか。そうして、そういうあやまちは一日も早く改めて、すつき

優秀な人間がほしいということだろうと思います。そこで甲乙に分けた、分けましたときに、一般の人たちの見方は、これはもう上級職はほとんど全部甲に

なくなるだろう、こういう見方をしておったわけですが、こし初めてそれが実施された。結論はほぼそういうことになっているじゃないですか。確かに甲乙にお分けになりましたけれども、甲種乙種で二つに分けられましたけれども、実際のところは甲になってしまっておるといふふうに見て差しつかえないのじゃないか。第一、採用の人員からしても、甲というのが七三％を占めております。採用の人員を見ますと、六百十六名採用しておりますが、その中で甲は八三％、乙は採っていない、甲だけ採っておる。省という省ほとんど乙は採っていない、甲だけ採っております。さらに来年はこの傾向は非常にきびしくなって、ほとんど乙はいなくなるだろうと私は思っています。そうしますと、この上級職につきましては、実質上は初任給がやはり上がったということになるだろうと思う。きのう入江人事官は、実質的にはそういうことになるかもしれないというお話でしたが、実質的にはこの上級職の初任給というのは、やはり千五百円程度上がっておるといふふうに見なきやならないのじゃないかと思えます。さらに今回初任給調整手当というものをお出しになる、二千円。これは人事院として、できるだけ限った職種にというお話のようですが、政府と

しては相当拡大されるような傾向であります。そうしますと、いよいよこの上級職の初任給というのは、実質的

しては相当拡大されるような傾向であります。そうしますと、いよいよこの上級職の初任給というのは、実質的

に千五百円ない二千円に上がったというふうに見た方がいいのじゃないか、きのうの入江人事官のお話も、実質的にそういうことになるかもしれないというお話でしたが、私はこの立場に立ちまして、若干あと中級職、それから初級職の問題について伺いたいわけですが、その立場からいいますと、中級と上級の初任給の差というものが非常に拡大されております。率を申し上げてよろしくございいます。非常な拡大されておる。従来人事院は高校卒の初任給と大学卒の初任給との格差を非常にやかましくいっておられた。中級の公務員と上級の公務員との格差を非常にやかましくいっておられたのですが、これは中級職の公務員試験を受けた者、さらに初級の公務員試験を受けた高校卒の人たちの間に、明らかに実質的に初任給の差が出ておるというふうになって差しつかえないのじゃないかと思うわけですね。そうするならば、これらの諸点について、政府として体系は変えないけれども、先ほど教育職の二表においてお示しになりましたお考えをおとりになったらどうかというふうに私は思っておるわけでありまして、体系は変えないけれども、運用におきまして是正をされるというふうな努力はなされていかるべきじゃないか、こう思っております。それについて政府の御見解を承りたい。

○政府委員(藤枝泉介君) 初任給の問題についていろいろ御意見のあることも承っております。ただ、現在の段階におきまして、人事院の勧告はこの程度で妥当なものではないかというふうな考え方をもちますと、先ほど申し上げ

げました大学の教授、助教並びに高校の教員の場合とは、多少事情も違うかと存じますので、現在のところ、この初任給につきましては、ことに高校卒等の初任給につきまして特殊な取り扱いをするという考え方は持っていないような次第でございます。

○鶴岡哲夫君 確かにこの教育職二表の關係と全く同じ内容ではありませんが、従来非常に給与体系の中でやかましくいって参りましたのは、この初任給の問題であります。その初任給の間に実質的に差が出て参っておるわけですから、それについて適当なやり方措置をとられるということが望ましいのじゃないかと思うわけですね。そういう立場から申し上げておるのであります。御検討をいただきたいと思うのであります。

○政府委員(藤枝泉介君) 初任給について、ことに試験合格者と高校卒との間とについては、いろいろ御意見もあろうかと存じます。しかし、私としては、現在のこの程度のものが、人事院の御調査によりまして、他の民間の初任給等とも比ばましても、当ではないかと存する次第でございます。しかし、なお初任給については、数年にわたっていろいろ御意見のあるところでございます。人事院の御調査も待ちまして十分考えて参りたいと考えております。

○鶴岡哲夫君 初任給の問題につきまして、特にこの上級職の初任給が実質的に甲乙と分けた形で甲乙しほられてくる。さらにそれに加えて初任給調整手当が出るというふうに、この上級職については非常な優遇な措置がとられておる。しかし、これは民間に比ばま

して、決して優遇してあるというふうには私は思いません。もっとやはり差があると思えます。特に公務員の場合におきまして、五十人、百人の企業を相手にして人材の奪い合いということでもないわけですから、上級職の人たちが民間と比べて優遇されているというふうには思いませんけれども、ただ、従来ありました上級職、中級職、初級職の初任給の關係からいって、上級職だけが二重に優遇されているような形になるというところは、これは均衡を失するのじゃないか。そういう意味におきまして、ぜひ一つこの点について、できるだけすみやかに御検討いただきたいというふうに思っています。

○山本伊三郎君 初任給に関連して、ちょっと予備質問をしておきたいと思っておりますが、今おわかりであればお答え願いたいのですが、総理府当局と人事院当局にちょっと質問しておきます。昭和九年から昭和十一年、いわゆる経済政策上基準年度といわれておるときに一般職、それから教員、警察官、それから裁判官、これは判検事を含めてでございますが、これらについて、一般職については、その当時は旧制中学ですが、旧制中学、大学卒の初任給は幾らであったか、それから教員、警察官、いわゆる判検事、おのわかつておたら一つ答弁をお願いしたいと思います。

○政府委員(藤枝泉介君) ただいまの御質問の点、あとで資料にいたしましたし至急に提出いたします。

○山本伊三郎君 人事院当局はどうですか。

○政府委員(滝本忠男君) 部分的には存しておりますけれども、今お

しゃった全部につきまして、やはりこれは取りまとめて提出した方がよろしいと思っております。総理府と共同で資料を提出したいと思っております。

○山本伊三郎君 これは、この給与法審議の上に重要な資料でございますが、私は苦言を呈しておきたいのですが、少なくとも総理府、人事院当局、公務員の給与を担当する府が、この法律を出す場合に、物価と非常な關係のある給与をきめる場合に、その当時の初任給を調べずにはやっておられるというところについては非常に不満です。しかし、皆さん方お忙しいのですから、この質問の内容を通告してないので、あとで資料を一つ出していただくことでけっこうですが、今度の審議の前にぜひ一つ出していただきたい、これを要望しておきます。

○鶴岡哲夫君 次に、行(白)の問題について伺いたいたのですが、行(白)は、十四ある係給表の中で、非常に問題の多い係給表であります。行(白)の適用を受ける全体の人は四万六千、非常に大きい数字であります。一番多いのは行政職係給表の(白)で十九万六千。その次に多いのは行(白)の四万六千、非常に大きい適用を受けておられるわけがあります。この行(白)の全体の平均の給与は、今度上がりましてどれだけのなるのですか。

○政府委員(滝本忠男君) 今回の改正によりまして、おおむね行(白)は一一・一%上がるようになっております。もっとも、このパーセントの出し方は、現在行(白)の適用をされております人々などの等級におき、どの号俸にどのくらいに分布しているかという実情を、すなわち、実態を反映して平均いたしましたものでございますので、そ

の点もお含みおきを願いたいと思

○鶴岡哲夫君 人事院の出されました資料によりますと、各等級に在職しておる人全部を調べた上に、それぞれだけ上げるといふことを計算しまして、この行(白)全体で平均は一万九千五百十二円と、そうなっております。人事院からいただいた資料で、一万九千五百七十二円。いいですね、これで進めましょう。この行(白)の四万六千の平均年令は四十二・九才。これは人事院の資料で出ておるですね、今度の勧告で、四十三才と見えていい。行(白)の人たちの平均年令は四十三才、そうして給与は一万九千五百七十二円という数字ですね。それで、人事院の出しております生計費調査ですね、これによりまして、この人事院の生計費調査というものは非常にきびしいもので

が、独身者でいいますと、一日百二十九円で生計費がまかなえるという数字です。そうして、住宅費と光熱費は千三百八十円だと言っている、東京で。東京は今一畳千円です。独身者が住宅費と光熱費を合わせて千三百八十円で生活できるという、そういう数字の五人世帯です。四十三才といいますが、大体五人世帯と見えていい。五人世帯といいますが、人事院の調査によりますと、三万百二十円ないかと暮らせないと、三万百二十円という数字は、そうしますと、この行(白)の人たちは、平均年令は四十三才、四十三才といえは子供は三人おると見えていいです。ちょっとひどいのです。平均の給与が二万円足らないのですから。どうしても一万円足りないです。どうですかね、これは。

の点もお含みおきを願いたいと思

か、その後におきましては、この行(二)と関係につきましては、十分この行(二)という形でまとめまして、この研究をいたしておき、その実情に適應いたし、すように工夫をこらしたという次第でございます。

○鶴岡哲夫君　今、滝本局長のお話ですと、職務の内容とか責任の重さというところで分けたというお話ですが、一体公務員の職務の複雑さと困難さというようなものについて、あるいは種類というようなものについて、科学的に調査研究されたことがあるのか。なくしてそういうことを言われては困ると思えますね。十分各職種について科学的に、実証的に研究されたことがあるのですか。従来の長い間の慣行に大体基づいておられるわけでしょう、と

か。いって差しつかえないのではなして

○政府委員（滝本忠男君） 精細な職務分析ということとは現在行なっておられないことは御承知の通りでございます。しかし、人事院が現在考えております職務の分け方と、この給与表を適用いたしますにつきましてはいろいろ考へておりますことは、大体において間違ひはないものであると、このように考へております。

○鶴岡哲夫君 科学的に十分な調査を行なっているわけではないけれども、大体の勘において、役所の慣行においてやっている、こういうお話だろうと思ふのですけれども、しかし、その役所の慣行というものに長い間の身分的差があったのです。身分的な差別をつけておったのです。それを戦後の今日においても、非常なやはり格づけあるいはそういう処理をしておられるとい

うところに問題があるように思うのですが、先を急ぎますので、次に伺いたいのですが、運転手で採用になっている、従って行〇で採用になっているわけですね。ですが、実際はその運転は半分しかやっていない。あとは事務をとっている、そろばんをはじいている。あるいは行〇の定員がないという点もあろうかと思いますが、行〇で採用になった女のまかないの人が、会計課でそろばんをはじいて会計の仕事をしているというようなことは相当あるのではないかと思います。実態を握っていらっしゃいますか。

○政府委員（瀧本忠男君） 十五級時代から八等級に分けますとき、すなわち、行（付）が初めてできましたときに適用いたします際に、十分研究してやつたのでありますけれども、その当時適用の仕方に多少あやまちのあったものもあつたようでございます。そういう問題につきましては、その後逐次十分各個々の例につきまして検討いたしまして、俸給表の適用がえといふことを今日までやってきておる次第でございます。大部分は問題が解決しておるよう思っておりますけれども、今後やはり問題の残っておるものにつきましては、これはやはり研究を十分いたしまして、そうして適当いたしますような俸給表を適用いたしますようにいたしたいと思っております。大部分については間違いないと思っております。

○鶴岡哲夫君 運転手を半分、半分は事務をやっているという場合は、これは行（付）にするのでしょうか、大体そういうことでしょう。

○政府委員（瀧本忠男君） 今のようなお話は、われわれの方で具体的な例に

つきまして、つぶさに勤務の状況等を研究してこれは取り扱いますので、ただいまのお話で、直ちに私がここでお答えを申し上げることが適当でないように思います。個々の具体例につきまして十分検討いたしましてこの問題を取り扱いたいと思います。

○鶴園哲夫君 中学校を出て、あるいは高等学校を出て、ある女の人はタイプを習った。そこで、これはタイプビストだということで行(二)に入った、技能だということで行(一)に入った。もう一人の人はタイプをやらなかったので行(一)に入った。五年たったら相当な差ができた、これはすべての技能にそういうことが言えるでしょう。これは非常な矛盾じゃないかと思うんですがね。そういうことを矛盾というふうにお考えになつていらつしやらないのかどうか伺つておきたいと思います。高等学校を出た人が、女といったしましてタイプを習った、三カ月なら三カ月タイプ学校に入った、その人がタイプビストだということ、技能だということ、行(一)、タイプを習わぬ人はそのまま行(一)へ入った。そうしますと、今日三年、四年たちますと差が出てくる、六年、七年、八年たちますと大へん差が出てくるわけです。そういう点はどうなんです。

○政府委員（滝本忠男君） 高等学校を卒業いたしました者が公務員になります場合には、初級職試験に合格いたしたるわけであります。初級職試験に合格いたしまして行（イ）に適用ということになります者につきましては、行（イ）の職務が課せられるわけであります。従いまして、行（イ）の俸給表が適用されて昇給をしていく、あるいは昇格

ということになるわけでありまう。それで、タイプの勉強をされました者が公務員に採用されまうときには、タイプストという資格で採用されるということになるわけでありまう。この場合においては、俸給表上の昇給の關係が行(一)と違つた道を通る。ある場合には行(二)の方が早くなる、これはある程度のところまでは行(一)の方が早いのでありまう。それが過ぎまうと行(一)の方が早くなる次第でありまうが、これはやはり行(一)の性質上、そういうことになるのはやむを得ないことであらうと考えております。

○**國語哲夫君**　私は現状を語っておるんじやなくて、昭和三十二年に切りかわられるときに問題がたくさんあったわけです。その当時入っておった者は、タイピストであらうと、高等学校を出た者であらうと、同じ待遇を受けておった。ところが、二分をされた、そういうことを私は申し上げておるわけです。

それは次にいたしまして、この行(一)の問題につきまして、行(一)となかなかなかなか職種が分けにくい点がある。そこで大体は片づいたと思っておるけれども、なお今後とも一つ検討を加えて考えていきたいというお話ですが、ところがこれは職場によって非常に片寄っておるように思いますね。そういう努力をなさっておる職場にあっては、行(一)と行(二)との区分がある程度明らかになっているが、そういうような努力を払われていないようなところにおいては、相当行(一)に入るべき人たちが行(二)に入っておるといふ片寄った形があるんじゃないかというように私どもはは見ておるんです。たとえば国立大学の

場合なんかとって見ましても、当然技能じゃなくて、技術として評価しなければならぬ人たちが行(い)に入れられておるわけですね。たとえば研究装置の設計をするとか、試作をするとか、あるいは調整をするとか、特殊ないろいろ

ろな電力、あるいは高圧、低温の装置。こういうようなものをする人たちは、こういうのはやはり技能じゃなくて、技術としてやはり評価すべきじゃないか。しかも、同じような教室にある人たちが(行)に適用されている、こういうように片寄ったふうに残されているのじゃないかと私は見ているのですが、それらについての人事院の見解を承りたいと思う。

○政府委員(滝本忠男君)　やはり今御指摘がございましたような、学校におきままするそういう職員の方々、あるいは研究所におきまする場合というようなか、あるいは行(イ)を適用するか行(ロ)を適用するかということが、多少不分明で残っておったものがあるようにございます。これは前からそういうお話をおわれわれ承っております。個々の具体的な問題も従来ずいぶんお話をやりました。個々の問題は、これは個々の問題を研究いたした上、伺って、しまして解決を進めております。これはもうここ二、三年来そういうお話がずいぶんございましたので、われわれその後、そのお話を聞きました当時から、これは役所の側と十分連絡をいたしまして、そういう問題の解消に努めるように努力している次第でございます。

○鶴岡哲夫君　これについては、やはりすみやかにそういう配慮をしてもらいたいと思うのです。もう三年たつて

いるんですからね、昭和三十一年から……。ですから、できるだけ人事院としまして関係当局と積極的に連絡をとっていただいて、すみやかにそういう措置をとっていただきたいというふうに要望いたしておきます。

○政府委員(滝本忠男君) 今の問題は、すみやかにというより、われわれもうほとんど大部分問題を解決いたしている次第でございますので、もうほとんど問題が残っておるのは局限されている。ですから、これからすみやかにやるという問題でなしに、大部分問題が片づいていると、このようにわれわれは承知いたしております。しかし、残っている問題につきましては、できるだけすみやかに解決いたすようにしたいと思ひます。

○鶴岡哲夫君 海事職の(一)、(二)につきまして伺いたいのです。海事職の(一)、(二)というのは、職種は同じですが、賃金なれば五十トンというところで区別をつけているようであります、この(一)、(二)には非常に不満です。同じ職種ですから、表を特に分けて職種をたくさん作るということではなく、一本になさつたらどうでしょう。

○政府委員(滝本忠男君) 公務の場合と民間の場合、やはり船の状況が違ふわけでございます。しかし、船員の場合におきましては、おおむねこれはわが国の民間におきましても、また国際的にも、一つのやはり船員の給与体系という関連がありまして、そういうこととで分かれているということに御存じの通りであります。そういうことに基づきまして、われわれは現在俸給表を船員について分けている次第でございます。ましてまあ無理をして細分している

ということではございません。これはできれば統一した方が給与事務としては簡潔なのでございますけれども、民間の実情がそういうふうでございまして、やはりそれに合わせてやっています、こういう次第でございます。

○鶴岡哲夫君 民間々々とおっしゃいますが、あまり自信のないお話で、同じ公務員であって同じ職種なんだから、一本にされたらどうか、しかも、給与上、取り扱い上も非常に便利だと思ひます。何か少し民間がそうだからというお考えのようですね、けれども、ちよつと自信のないようなお話じゃないでしょうか。非常に不満があるわけですよ。言ふなれば五十トンというところで機械的に分けられているわけですね。たとえば農林省の水産庁も、五十トン以下の調査船で非常な苦勞をして外洋に出ております。こういう人たちは海軍艦(五十トン以下だということでは……)。しかし、そのために大へんに手当が違ってくるんです。嘱託料が違ふ、日当が違ふ、こういうようなことになるのです。職種は同じですよ。ですから一本にされたらどうでしょう。そういう検討をお進めになるお氣持ありませんか。

○政府委員(滝本忠男君) 同じ船でございまして、外洋に出ていく船、あるいは港内で用務を達する検査船のようなものでもありまうとか、あるいは港内巡視をいたすような場合というふうなものもありまうし、また港外に出かけます場合も、それほど遠方に行かない。その用務が限られているものと遠洋に行くもの、いろいろあるわけでございます。従ひまして、これを同一基準で取り扱うことはわれわれ

としては適當でない、このように考えておる次第でございます。まあ五十トンというところをおっしゃいますが、これは一応のめどでございまして、われわれといたしましては、やはりその船の特性に応じて十分に考えて参りたい、このように考えております。

○鶴岡哲夫君 その船の性質に応じて十分に考えて参りたいというお話ですね。五十トンというところで特に区切っておるわけではないと、こういうことですね。

○政府委員(滝本忠男君) ただいま申しますように、やはりこれを一応切るといふことは、これはやらなきゃならぬわけですよ。で、その場合にはっきりした基準をいたしましては、やはりトシ数で切るといふのがはつきりしておりますので、それは五十トンという基準を用いております。しかしながら、その船の特性等も十分考慮いたしまして考えて参りたい、このように考えております。

○鶴岡哲夫君 これで一応終わります。○委員長(吉江勝保君) 他に御発言もなければ……どうでしょう。

○矢嶋三義君 ちよつと資料の要求がある。二、三聞かして下さい。結論的なものだけ一応伺っておきますから、短かく答弁して下さい。

その一つは、先日の委員会が数字的には確認されたのですが、医療職俸給表の(白)というのは、公務員の場合においてもそうだが、民間においては特にこの適用者は冷遇されている。そこに病院スト、人権ストが起こっている根本原因があるというところは事務当局間で確認された、そう総務長官に伺いま

したが、医療職は(白)、(白)となつておるが、この(白)表というのを廃止して、(白)と(白)を同じにするのが妥当だと思ひますが、その検討の用意があるかどうか、お答えいただきたい。数字的にはもう検討済みです。

○政府委員(藤枝泉介君) いろいろ御意見もありまうし、検討は続け参りたいと思ひます。

○矢嶋三義君 大体同意見ですね。○政府委員(藤枝泉介君) (白)と(白)を一緒にせよと、ちよつとやるのでございましょう……。

○矢嶋三義君 そうそう。(白)が冷遇されているわけですよ。これは人事院から出たデータで非常にはつきりしている。○政府委員(藤枝泉介君) 一方は看護婦……。

○矢嶋三義君 そうです。一方は栄養士。○政府委員(藤枝泉介君) 職務の内容も違いますから、直ちにそれを一本にするのがいいかどうか、それは問題だと思ひます。ただ、その看護婦の給与について、それを十分さらに検討して参りたいと思ひます。

○矢嶋三義君 きょうはそのくらいにしておきましょう。次に、大蔵政務次官に初答弁を求めます。大蔵事務当局は、防衛庁の定員増については、省議として固く固まつていないが、相当の見解を持っておられる。ところが、今度の補正予算の査定にあたって、八千四百五十人の架空の人物を積算したこと。それから九月現在で、先般、私ここで質問いたしましたところ、防衛庁は欠員が二万二百七十四人あるということを資料とし

て提示しているわけですね。こういうものを含めた積算を大蔵事務当局がやったということは省内の不統一ではないか。この責任はどこにあるのか、どういう見解を持たれているか、承つておきます。

○政府委員(田中茂穂君) 先ほど大蔵大臣がお答えになりましたように、十分検討いたしましたして、後日あらためてお答え申し上げます。

○矢嶋三義君 責任がありそうな感じがいたすので……。

○政府委員(田中茂穂君) まだ私は就任したばかりでございますので、十分勉強いたしたいと思ひます。○矢嶋三義君 これは扱ひ方では大問題になりますから、それだけ警告しておきます。

それから、次に資料の要求ですが、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案が出ていますが、この特別職の委員長、各委員がありまうが、この出欠表を個人別に次の委員会までに提示するように、資料を要求いたします。よろしゅうございませうか、御答弁願ひます、該当者。

○政府委員(田中茂穂君) 給与課長からお答えいたします。

○政府委員(船後正道君) 御質問は、各種委員会の委員の出席状況だと存じますが、これにつきましては、各省庁と連絡いたしましてとりまとめたいと存じます。

○矢嶋三義君 総理府総務長官に伺ひます。内閣を代表してお答え願ひたいのですが、次官会議でとりまとめて、各省庁に資料を提示して、担当者がそれをまとめて、一覽表として本委員会審議中に出していただきたいと思ひます。お答え願ひます。

○政府委員(藤枝泉介君) ただいまの各種委員会委員の出欠状況でございますが、本年度でよろしゅうございませうか。

○矢嶋三義君 過去一カ年間。○政府委員(藤枝泉介君) はい、承知いたしました。

○矢嶋三義君 次に、通告しておきましたから数字をお答え願ひます。答弁者は防衛庁と海上保安庁と、それから公務員調査室と文部省ですが、答弁することとは、防衛大学、海上保安大学を卒業した直後の給与、それから一年後の給与、五年後の給与が、金額幾らになるか。答弁できるように準備していただきますというのを通告してありますので、この次の質疑に関連がありますから、防衛庁、保安庁、それから調査室、それから文部省の順序に数字をお答え願ひます。……急いで下さいますから、けき電話で願ひして、引き受けたはずですよ。だからその数字を答えて下さい。卒業直後は幾ら、一年たつたら幾ら、五年後に幾らということとを。まず、防衛大学卒業直後は幾らですか。防衛大学のどなたがおいでになつていますか。

常に進歩して、各国は研究体制が整備

されて参りますと、わが国の研究体制にもいろいろとまあ問題点があり、議論されておりますが、研究所、これは国立と公立とを問わず、研究所においては研究者と技術者があるわけですが、非常に科学がこう進歩してくると技術者が重要であるという点についての御認識はいかがでしょうか。

○政府委員(藤枝泉介君) 仰せの通りだと存じます。

○矢嶋三義君 全く同感です。そこで、さっきの鶴岡委員との質疑とも関連するわけですが、その基本的な考え方が不十分で確立していないために、日本のこの研究体制というものが整備されず、進展いたさないわけです。具体的には技術者というものが希望を持って働けない、冷遇されておる。これがまあ非常に研究体制のわが国におけるガンになっておるわけですね。それで鶴岡委員がああいう質問されたわけですが、従って、研究所に同じ目的を持って働いていられる技術者で、すね、こういう方々に適用するところの給与表というものは、私は同じ研究所で、同じ目的でやられている今のままの研究職そのままではいいと言いませんけれども、同じ表を適用されるように整備されるのが、私は日本の研究体制を整備するのに非常に重要なものだと思うのです。今の内閣でも、これは科学技術の振興というところは政策の大きな柱になっておるわけで、これは非常に基本的な問題だと思つて、整備していただきたいと思つて、御所見のほどを承っておきたいと思つております。

○政府委員(藤枝泉介君) 矢嶋さんか

らの御指摘は、行(白)の適用を受ける技術者、いわゆる技術者と申しますか研究員と申しますか、そういうものとの関連であるかと存じます。俸給表自体をどうするかという問題が一つございしますと、それから今言われましたように、科学技術の研究の基礎となる技能を持っておられる人たちに對してどういう俸給表を適用するかという問題とあろうかと存じます。十分研究をいたしまして、科学技術の振興に役立つような方向で給与の面においても考えたいと存じます。

○矢嶋三義君 もう一步突っ込んだ答弁をしておいていただきたいと思つておつたのですが、これは人事院が今までずっとやってこられた経過からして、若干努力はされておられるけれども、過去の経緯にこだわらざるを得なくて、そういう立場に人事院が立ってやってこられているわけですよ。それで技術者の技能をいろいろ検討されて、そして研究職に移したり、行(白)、行(白)を適用したりしている。そしてこれは鶴岡委員の質問に對しては、重大関心を持って処理しているということ、今から云々されることではございませんと答弁している。それはある程度認めて、しかし、今まで人事院がそうやっていこうというのなら、これでは世界の水準に追いついていけないわけですよ。だから、そういう経緯を一応切つて、それでこの研究職と、それからその研究所に働いておられるところの技能を持って技術者、こういう人々の処遇、俸給表というものは、今の研

究職の俸給表をそのままやりなさいとは言いませんよ。しかし、それを適正に手直しなら手直しをして、そういう技能を持った技術者と研究者は、人事院のいろいろのケース・バイ・ケースの検討とか御心労をわずらわすまでもなく、基本として僕は一本にすることが、研究体制を整備する立場からいって喫緊の重要なことだと、かように常々考えているわけです。この点については科学技術庁長官は確たる見解を持っていますと承っているわけです。それで総理府総務長官に重ねてその点突っ込んだ答弁をいただいておりますかと思つておるのです。

○政府委員(藤枝泉介君) 矢嶋さんの御趣旨ももっともなものでございまして、高度の科学技術振興のための研究の土台となるような技能を持った方々の給与をどうするかという問題につきましまして、新しい観点から一つ十分研究いたしますように人事院にもお願いいたし、協力してやりたいと存じております。

○委員長(吉江勝保君) 議題の三案に對する質疑は、本日はこの程度にとどめ、これにて散会いたします。

午後零時二十七分散会

十二月十三日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

- 一、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案
- 一、防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案
- 一、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案

(二)一般職の職員の給与に関する法律の一部改正

第一条 一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第六号中「附則第二十二項」を「附則第二十五項」に改める。

第五条第一項中「俸給の特別調整額」の下に「初任給調整手当」を加える。

第八条第六項本文中「その号俸について俸給表に掲げる昇給期間」を「十二月」に改め、同項ただし書中「その昇給期間」を「十二月の期間」に改め、同条第八項ただし書中「三十六月」を「行政職俸給表(二)の適用を受ける職員にあつては、二十四月」を「二十四月」その俸給月額が職務の等級における俸給の幅の最高額である場合に於ては、十八月」に改める。

第九条の前の見出し及び同条を次のように改める。

(俸給の支給)

第九条 俸給は、毎月一回、その月の十五日以後の日のうち人事院規則で定める日に、その月の月額の全額を支給する。ただし、人事院規則の定めるところにより、特に必要と認められる場合には、月の一日から十五日まで及び月の十六日から末日までの各期間内の日に、その月の月額の半額ずつを支

給することができる。

第九条の二第三項中「前条第一項に規定する期間(月一回に支給するときは、月)」を「月若しくは前条ただし書に規定する各期間(以下本項において「期間」という。)に改める。

第十条の二の次に次の一条を加える。

(初任給調整手当)

第十条の三 科学技術に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難と認められる官職で人事院規則で定めるものに新たに採用された職員には、採用の日から三年以内の期間、月額二千円をこえない範囲内の額を、採用の日から一年を経過することによりその額を減じて、初任給調整手当として支給する。

2 前項の官職に在職する職員のうち、同項の規定により初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、同項の規定に準じて、初任給調整手当を支給する。

3 前二項の規定により初任給調整手当を支給される職員の範囲、初任給調整手当の支給期間及び支給額その他初任給調整手当の支給に關し必要な事項は、人事院規則で定める。

第十九条の四第二項中「百分の百四十」を「百分の百五十」に改める。

第二十二條第一項中「三千円」を「四千七百円」に改める。

別表第一 行政職俸給表

イ 行政職俸給表(一)

職務の等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級	6 等 級	7 等 級	8 等 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
	円	円	円	円	円	円	円	円
1	80,700	58,100	38,600	25,700	19,200	14,800	12,000	8,000
2	83,800	61,200	41,000	27,200	20,500	15,900	12,900	8,300
3	86,900	64,300	43,400	28,700	21,800	17,000	13,800	8,600
4	90,000	67,400	45,800	30,200	23,100	18,100	14,800	8,900
5	93,100	70,500	48,200	31,700	24,400	19,200	15,800	9,300
6	96,200	73,600	50,600	33,200	25,700	20,300	16,900	10,200
7	99,300	76,700	53,100	34,700	27,000	21,400	18,000	11,100
8	102,400	79,800	55,600	36,200	28,300	22,500	19,100	12,000
9	105,500	82,900	58,100	37,700	29,600	23,700	20,200	12,900
10		85,200	60,600	39,500	30,900	24,900	21,300	13,800
11		87,000	62,600	41,300	32,200	26,100	22,400	14,700
12		88,500	64,600	43,100	33,300	27,300	23,400	15,600
13		90,000	66,300	44,900	34,400	28,300	24,300	16,400
14			67,800	46,700	35,300	29,300	25,000	17,000
15				48,500	36,200	30,100	25,700	17,600
16				50,000	36,900	30,900	26,400	18,200
17				51,500	37,600	31,600	27,000	18,700
18				52,800		32,300	27,600	19,200
19				53,900				

備考 この表は、他の俸給表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、第二十二条及び附則第三項と規定する職員を除く。

ロ 行政職俸給表(二)

職務の等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
	円	円	円	円	円
1	20,200	14,800	12,100	8,100	6,500
2	21,200	15,700	13,000	8,600	6,900
3	22,200	16,600	13,900	9,100	7,300
4	23,200	17,500	14,800	9,700	7,700
5	24,200	18,400	15,700	10,500	8,100
6	25,200	19,300	16,600	11,300	8,500
7	26,200	20,200	17,400	12,100	9,000
8	27,200	21,100	18,200	12,900	9,700
9	28,200	22,000	19,000	13,700	10,400
10	29,200	22,900	19,700	14,500	11,100
11	30,100	23,800	20,400	15,200	11,700
12	31,000	24,700	21,000	15,800	12,300
13	31,900	25,600	21,600	16,400	12,900
14	32,800	26,400	22,200	16,900	13,400
15	33,700	27,200	22,700	17,400	13,900
16	34,600	27,900	23,200	17,900	14,400
17	35,500	28,500	23,700	18,400	14,900
18	36,300	29,100	24,200	18,900	15,400
19	37,100	29,600	24,700	19,400	15,900
20	37,900	30,100	25,200	19,900	16,400
21	38,600	30,600	25,700	20,400	16,900
22	39,300	31,100	26,100	20,900	17,400
23	40,000	31,600	26,500	21,400	17,900
24	40,600	32,100	26,900	21,800	18,400
25	41,200	32,600	27,300	22,200	18,900
26	41,800	33,100	27,700	22,600	19,400
27	42,300	33,600	28,100	23,000	19,800
28	42,800	34,100	28,500	23,400	20,200
29	43,300	34,600	28,900	23,800	20,600
30				24,200	21,000
31					21,400
32					21,800
33					22,200

備考 この表は、機器の運転操作、庁舎の監視その他の庁務及びこれらに準ずる業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第二 税務職俸給表

職務の等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級	6 等 級	7 等 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
	円	円	円	円	円	円	円
1	48,200	38,600	28,300	21,300	16,900	13,700	8,700
2	50,600	41,000	29,900	22,700	18,000	14,700	9,200
3	53,100	43,400	31,500	24,100	19,100	15,800	9,700
4	55,600	45,800	33,100	25,500	20,200	16,900	10,300
5	58,100	48,200	34,700	26,900	21,300	18,000	11,100
6	60,600	50,600	36,300	28,300	22,500	19,100	11,900
7	62,600	52,600	37,900	29,600	23,700	20,200	12,800
8	64,600	54,200	39,500	30,900	24,900	21,300	13,700
9	66,300	55,800	41,300	32,200	26,100	22,400	14,700
10	67,800	57,100	43,100	33,500	27,300	23,500	15,700
11		58,400	44,900	34,800	28,500	24,600	16,700
12		59,700	46,700	35,900	29,700	25,700	17,600
13		61,000	48,500	37,000	30,700	26,600	18,400
14			50,000	38,100	31,700	27,500	19,100
15			51,500	39,000	32,500	28,200	19,700
16			52,800	39,900	33,300	28,800	20,300
17			53,900	40,800	34,000	29,400	
18					34,700	30,000	

備考 この表は、国税庁に勤務し、租税の賦課及び徴収に関する事務等に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第三 公安職俸給表

イ 公安職俸給表(一)

職務の等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級	6 等 級	7 等 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
	円	円	円	円	円	円	円
1	48,200	38,600	28,300	19,300	13,800	10,800	9,400
2	50,600	41,000	29,900	20,500	14,900	11,800	9,800
3	53,100	43,400	31,500	21,800	16,000	12,800	10,300
4	55,600	45,800	33,100	23,100	17,100	13,800	10,800
5	58,100	48,200	34,700	24,400	18,200	14,900	11,800
6	60,600	50,600	36,300	25,700	19,300	16,000	12,800
7	62,600	52,600	37,900	27,000	20,400	17,100	13,800
8	64,600	54,200	39,500	28,300	21,500	18,200	14,900
9	66,300	55,800	41,300	29,900	22,600	19,300	16,000
10	67,800	57,100	43,100	31,500	23,800	20,400	17,100
11		58,400	44,900	33,100	25,000	21,500	18,200
12		59,700	46,700	34,700	26,200	22,600	19,300
13		61,000	48,500	36,000	27,400	23,700	20,400
14			50,000	37,100	28,600	24,800	21,500
15			51,500	38,000	29,800	25,900	22,600
16			52,800	38,900	31,000	27,000	23,700
17			53,900	39,600	32,000	28,100	24,800
18				40,300	33,000	29,200	25,800
19				41,000	34,000	30,200	26,800
20					34,800	31,200	27,800
21					35,600	32,100	28,700
22					36,400	32,900	29,600
23					37,200	33,700	30,500
24					37,900	34,500	31,200
25						35,200	31,900
26						35,900	32,600
27							33,300
28							33,900

備考 この表は、警察官、皇宮護衛官、入国警備官及び刑務所等に勤務する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ロ 公安職俸給表(二)

職務の等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級	6 等 級	7 等 級	8 等 級
号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円	円	円	円
1	48,200	38,600	28,300	21,300	16,900	13,700	9,900	7,300
2	50,600	41,000	29,900	22,700	18,000	14,700	9,500	7,700
3	53,100	43,400	31,500	24,100	19,100	15,800	10,100	8,100
4	55,600	45,800	33,100	25,500	20,200	16,900	10,800	8,500
5	58,100	48,200	34,700	26,900	21,300	18,000	11,700	9,000
6	60,600	50,600	36,300	28,300	22,500	19,100	12,700	9,500
7	62,600	52,600	37,900	29,600	23,700	20,200	13,700	10,100
8	64,600	54,200	39,500	30,900	24,900	21,300	14,700	10,700
9	66,300	55,800	41,300	32,200	26,100	22,400	15,700	11,600
10	67,800	57,100	43,100	33,500	27,300	23,500	16,700	12,600
11		58,400	44,900	34,800	28,500	24,600	17,700	13,600
12		59,700	46,700	35,900	29,700	25,700	18,700	14,600
13		61,000	48,500	37,000	30,700	26,600	19,700	15,600
14			50,000	38,100	31,700	27,400	20,700	16,600
15			51,500	39,000	32,500	28,100	21,600	17,400
16			52,800	39,900	33,300	28,800	22,400	18,100
17			53,900	40,800	34,000	29,500	23,100	18,800
18					34,700	30,200	23,800	19,500
19					35,400	30,800	24,500	20,100
20					36,100	31,400	25,200	20,700
21						32,000	25,900	21,300
22						32,600	26,500	21,900
23							27,100	22,500
24							27,700	23,100
25							28,300	23,700

備考 この表は、検察庁、公安調査庁、少年院、海上保安庁等に勤務する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第四 海事職俸給表

イ 海事職俸給表(一)

職務の等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級
号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円
1	41,000	28,600	21,100	15,000	9,500
2	43,500	30,300	22,600	16,200	10,100
3	46,000	32,000	24,100	17,400	10,800
4	48,500	33,800	25,600	18,600	11,700
5	51,000	35,600	27,100	19,800	12,800
6	53,500	37,400	28,600	21,100	13,900
7	56,000	39,200	30,100	22,400	15,000
8	58,500	41,000	31,600	23,700	16,100
9	61,000	42,800	33,100	25,000	17,200
10	63,500	44,600	34,600	26,300	18,300
11	65,500	46,400	36,100	27,600	19,400
12	67,000	48,200	37,600	28,700	20,500
13	68,500	50,000	38,800	29,800	21,400
14	69,800	51,500	40,000	30,900	22,300
15	71,100	52,800	41,000	31,800	23,200
16	72,400	54,100	42,000	32,700	24,100
17	73,700	55,200	42,900	33,600	24,900
18			43,800	34,400	25,600
19				35,200	26,300
20				36,000	27,000
21					27,700
22					28,300
23					28,900
24					29,500

備考 この表は、遠洋区域又は近海区域を航行区域とする船舶その他人事院の指定する船舶に乗り組む船長、航海士、機関長、機関士等で人事院規則で定めるものに適用する。

ロ 海事職俸給表(二)

号 俸	職務の等級			
	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級
	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
	円	円	円	円
1	21,100	15,700	10,800	7,500
2	22,300	16,700	11,700	7,900
3	23,500	17,800	12,700	8,400
4	24,700	18,900	13,700	8,900
5	25,900	20,000	14,700	9,400
6	27,100	21,100	15,700	10,000
7	28,300	22,200	16,700	10,800
8	29,500	23,300	17,700	11,600
9	30,700	24,400	18,700	12,500
10	31,900	25,500	19,700	13,400
11	32,900	26,600	20,700	14,300
12	33,900	27,700	21,700	15,200
13	34,900	28,600	22,500	16,100
14	35,900	29,500	23,300	17,100
15	36,900	30,400	24,100	18,100
16	37,900	31,300	24,900	18,900
17	38,900	32,000	25,700	19,500
18	39,900	32,700	26,400	20,100
19	40,800	33,400	27,100	20,700
20	41,700	34,100	27,800	21,300
21	42,600	34,700	28,500	21,900
22	43,400	35,300	29,100	22,500
23	44,200	35,900	29,700	23,100
24	45,000	36,500	30,300	23,700
25	45,800	37,100	30,900	24,300
26	46,600		31,500	24,900

備考 この表は、船舶に乗り組む職員（海事職俸給表(一)の適用を受ける者を除く。）で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第五 教育職俸給表

イ 教育職俸給表(一)

号 俸	職務の等級					
	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級	6 等 級
	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
	円	円	円	円	円	円
1	80,700	38,000	24,700	20,200	12,800	9,300
2	83,800	40,600	26,600	21,700	14,000	10,100
3	86,900	43,200	28,500	23,200	15,200	11,000
4	90,000	45,800	30,400	24,700	16,400	11,900
5	93,100	48,400	32,300	26,300	17,600	12,800
6	96,200	51,000	34,200	27,900	18,900	13,900
7	99,300	53,600	36,100	29,500	20,200	15,000
8	102,400	56,200	38,000	31,100	21,500	16,100
9	105,500	58,800	39,900	32,700	22,800	17,300
10		61,400	41,800	34,300	24,100	18,500
11		64,000	43,700	35,900	25,400	19,700
12		66,600	45,600	37,500	26,700	20,900
13		69,200	47,500	39,100	28,000	22,100
14		71,800	49,400	40,700	29,300	23,300
15		74,400	51,300	42,300	30,400	24,400
16		76,500	53,200	43,900	31,500	25,500
17		78,600	55,100	45,500	32,600	26,600
18		80,700	56,700	47,100	33,700	27,700
19		82,600	58,300	48,700	34,800	28,800
20		84,500	59,900	50,300	35,900	29,800
21		86,400	61,300	51,700	37,000	30,800
22		88,200	62,700	53,100	38,000	31,800
23		90,000	63,900	54,500	39,000	32,600
24			65,100	55,700	40,000	33,400
25				56,900	40,900	34,200
26				58,100	41,800	35,000
27				59,100	42,700	35,800
28				60,100	43,600	

備考(一) この表は、大学及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する学長、教授、助教授、講師、助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

(二) この表の2等級の19号俸から23号俸までの号俸は、大学院を置く大学の教授で人事院規則で定めるもののみに適用する。

ロ 教育職俸給表(二)

職務の 等級 号 俸	1 等 級	2 等 級	3 等 級
	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	31,900 円	12,800 円	8,600 円
2	33,500	13,900	8,900
3	35,100	15,000	9,300
4	36,700	16,100	10,100
5	38,300	17,300	10,900
6	39,900	18,500	11,800
7	41,900	19,700	12,800
8	43,900	20,900	13,900
9	45,900	22,100	15,000
10	47,900	23,300	16,100
11	49,900	24,500	17,200
12	51,900	25,700	18,300
13	53,900	26,900	19,400
14	55,900	28,100	20,500
15	57,900	29,300	21,600
16	59,900	30,600	22,700
17	61,900	31,900	23,800
18	63,500	33,200	24,900
19	65,100	34,500	26,000
20	66,500	35,800	27,100
21	67,900	37,100	28,000
22	69,100	38,400	28,900
23	70,300	40,000	29,800
24		41,600	30,600
25		43,200	31,400
26		44,800	32,200
27		46,400	32,800
28		48,000	33,400
29		49,600	34,000
30		50,900	
31		52,200	
32		53,500	
33		54,700	
34		55,900	
35		56,900	
36		57,900	

備考 この表は、高等学校及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する校長、教諭、養護教諭、助教諭、実習助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ハ 教育職俸給表(三)

職務の等級 号 俸	1 等 級	2 等 級	3 等 級
	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	円 25,000	円 10,000	円 8,600
2	26,300	10,900	8,900
3	27,600	11,800	9,300
4	28,900	12,800	10,000
5	30,200	13,800	10,800
6	31,500	14,800	11,700
7	32,800	15,800	12,700
8	34,100	16,900	13,700
9	35,400	18,000	14,700
10	37,100	19,100	15,700
11	38,800	20,200	16,700
12	40,500	21,400	17,700
13	42,200	22,600	18,700
14	43,900	23,800	19,700
15	45,600	25,000	20,700
16	47,300	26,200	21,700
17	49,000	27,400	22,700
18	50,700	28,600	23,500
19	52,400	29,800	24,300
20	53,700	31,000	25,100
21	55,000	32,200	25,800
22	56,300	33,400	26,500
23	57,400	34,600	27,200
24	58,500	35,800	27,800
25	59,600	37,000	28,400
26	60,500	38,200	
27	61,400	39,400	
28		40,600	
29		41,800	
30		43,000	
31		44,100	
32		45,200	
33		46,300	
34		47,200	
35		48,100	
36		49,000	
37		49,800	
38		50,600	

備考 この表は、中学校、小学校、幼稚園及びこれらに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する校長、園長、教諭、養護教諭、助教諭その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第六 研究職俸給表

職務の等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級	6 等 級	7 等 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	80,700	48,800	34,700	24,400	14,400	12,300	8,000
2	83,800	51,900	36,600	25,800	15,600	13,300	8,300
3	86,900	55,000	38,500	27,200	16,800	14,400	8,600
4	90,000	58,100	40,400	28,700	18,000	15,500	8,900
5	93,100	61,200	42,300	30,200	19,200	16,700	9,300
6	96,200	64,300	44,200	31,700	20,500	17,900	10,300
7	99,300	67,400	46,500	33,200	21,800	19,100	11,300
8	102,400	70,500	48,800	34,700	23,100	20,300	12,300
9	105,500	73,600	51,100	36,200	24,400	21,500	13,300
10		76,200	53,400	37,700	25,700	22,700	14,300
11		78,800	55,700	39,200	27,000	23,900	15,300
12		80,700	58,000	40,700	28,300	25,100	16,300
13		82,300	60,300	42,200	29,700	26,300	17,100
14		83,800	62,200	43,700	31,100	27,500	17,900
15		85,300	64,100	45,200	32,500	28,700	18,500
16			65,800	46,600	33,900	29,700	19,100
17			67,500	48,000	35,300	30,700	19,700
18				49,400	36,700	31,700	20,300
19				50,800	38,100	32,700	
20				52,000	39,500	33,500	
21				53,200	40,600	34,300	
22				54,400	41,700	35,100	
23				55,400	42,800	35,900	
24				56,400	43,700	36,600	
25					44,600	37,300	
26					45,500	38,000	
27					46,300		
28					47,100		

備考 この表は、試験所、研究所等で人事院の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第七 医療職俸給表

イ 医療職俸給表(一)

職務の等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	80,700	52,500	36,100	24,700	15,200
2	83,800	55,000	38,400	26,600	16,400
3	86,900	57,500	40,700	28,500	17,600
4	90,000	60,000	43,000	30,400	18,900
5	93,100	62,500	45,300	32,300	20,200
6	96,200	65,000	47,700	34,200	21,700
7	99,300	67,500	50,100	36,100	23,200
8	102,400	70,000	52,500	38,000	24,700
9	105,500	72,500	54,900	39,900	26,300
10		75,000	57,300	41,800	27,900
11		77,000	59,700	43,700	29,500
12		79,000	62,100	45,600	31,100
13		80,700	63,800	47,500	32,700
14		82,300	65,500	49,400	34,300
15		83,800	67,000	51,300	35,900
16		85,300	68,500	52,800	37,500
17			69,800	54,300	39,100
18			71,100	55,600	40,700
19			72,400	56,900	42,300
20				58,200	43,900
21				59,300	45,300
22				60,400	46,700
23				61,500	47,900
24					49,100
25					50,100
26					51,100

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する医師及び歯科医師で人事院規則で定めるものに適用する。

ロ 医療職俸給表(二)

職務の等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級	6 等 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
	円	円	円	円	円	円
1	42,300	29,700	16,700	12,000	9,300	8,300
2	44,900	31,500	18,000	12,900	10,200	8,600
3	47,500	33,300	19,300	13,800	11,100	8,900
4	50,100	35,100	20,600	14,700	12,000	9,300
5	52,700	36,900	21,900	15,700	12,900	10,200
6	55,300	38,700	23,200	16,700	13,800	11,100
7	57,900	40,500	24,500	17,800	14,700	12,000
8	59,900	42,300	25,800	18,900	15,700	12,900
9	61,900	44,100	27,100	20,000	16,700	13,600
10	63,500	45,900	28,400	21,100	17,700	14,200
11	65,100	47,400	29,700	22,200	18,700	14,800
12	66,500	48,700	31,000	23,400	19,800	15,300
13	67,800	50,000	32,300	24,600	20,900	15,800
14		51,100	33,600	25,800	22,000	
15		52,200	34,700	27,000	23,100	
16		53,300	35,800	28,000	24,000	
17			36,900	29,000	24,800	
18			37,800	29,800	25,500	
19			38,700	30,600	26,100	
20			39,500	31,400	26,700	
21			40,300	32,200	27,300	
22				33,000	27,900	
23				33,700	28,500	
24				34,400		
25				35,100		

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ハ 医療職俸給表(三)

職務の等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
	円	円	円	円
1	22,800	16,800	11,300	8,500
2	24,100	18,000	12,100	9,100
3	25,400	19,200	13,000	9,700
4	26,700	20,400	13,900	10,500
5	28,000	21,600	14,800	11,300
6	29,300	22,800	15,800	12,100
7	30,600	24,000	16,800	12,900
8	31,900	25,200	17,800	13,800
9	33,200	26,400	18,800	14,700
10	34,500	27,600	19,800	15,600
11	35,800	28,800	20,800	16,500
12	37,100	30,000	21,800	17,200
13	38,400	31,000	22,600	17,900
14	39,700	32,000	23,400	18,500
15	40,800	32,800	24,100	19,100
16	41,900	33,600	24,800	19,600
17	43,000	34,300	25,400	20,100
18	43,900	35,000	26,000	20,600
19	44,800	35,700		21,100
20	45,700	36,400		
21	46,400	37,100		
22	47,100	37,800		
23	47,800	38,400		
24	48,500	39,000		

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する保健婦、助産婦、看護婦、准看護婦その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

附則第十六項中「附則第二十項」を「附則第二十二項」に改める。

17 次の各号に掲げる号俵又は俵

一 俸給表（行政職俸給表（一）を

五年改正法」という。)

の各職務の等級の号俸について昭和三十五年改正法による改正前の附則第十七項の規定

により定められていた額

第十七項の規定により定めら

規定の適用を受ける職員につき

新法第十条の規定による俸給

昭和三十五年十月一日以後昭和三十五年改正法（附則第一項ただし書に係る部分を除く。）の

う。の前日までの間に、職員の

間に係る旧暫定手当月額をもつ

項までの規定によるその者の罰

他人事院の定める事由に該当す

を受けていた者の当該加算を受けていた期間に係る暫定手当の額は、附則第十七項から附則第

二十項までの規定による警定手
当の額に差額に相当する額を加

職員が施行目上降において一

ないこととなるときは、当該等

つてその者の暫定手当の額とす

正規定並ひに附則第十二項及び附則第十三項の規定は、昭和三十六年四月一日から施行する。

（傳給の切替え及び切替えに伴う措置）

(数)に当該年度の直近下位の号数

るに一を加えて得た数を号数と

規則の定めるところによる。

正) 律の二

第二條
る法

17



正) 律の二

第二條
る法

17



正) 律の二

級の十四号俸から十六号俸までの号俸を受けるもの若しくは同表の備考の適用を受ける職員で三等級の十二号俸から十四号俸までの号俸を受けるもの又は教育職俸給表(ロ)の二等級の職員で二十一号俸から三十一号俸までの号俸を受けるものに対する附則第二項の適用については、切替月数に三月を加えるものとする。

6 改正後の法第八条第六項及び第八項の規定の適用については、附則第二項の規定により切替日における号俸を決定される職員にあつては、同項の規定により切り捨てられた端数を十二月に乘じて得た月数を、附則第三項の規定により切替日における号俸又は俸給月額を決定される職員にあつては、人事院規則の定めるところにより算出した月数を、それぞれ附則第二項又は附則第三項の規定により決定される切替日における号俸又は俸給月額を受ける期間に通算する。

7 切替日以後この法律(附則第一項ただし書に係る部分を除く。以下「施行日」という。)の前日までの間において、改正前の法の規定により新たに俸給表の適用を受ける職員となつた者及び職務の等級又は号俸若しくは俸給月額に異動のあつた職員の改正後の法の規定による当該適用又は異動の日における号俸

又は俸給月額の決定及び当該号俸又は俸給月額を受けることとなる期間の算定については、人事院の定めるところによる。

8 昭和三十三年四月一日以後切替日の前日までの間において職務の等級を異にして異動した職員の切替日における号俸又は俸給月額及び附則第六項の規定により通算されることとなる期間については、切替日において職務の等級を異にして異動したものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事院の定めるところにより必要な調整を行なうことができる。

9 附則第二項から前項までの規定の適用については、改正前の法の適用により職員が受けていた号俸又は俸給月額は、改正前の法及びこれに基づく命令に従つて定められたものでなければならぬ。

10 附則第二項から前項までに定めるもののほか、この法律の施行に伴う職員の俸給の切替えに関し必要な事項は、人事院規則で定める。(給与の内払)

11 改正前の法の規定に基づいて切替日から施行日の前日までの間に職員に支払われた給与は、改正後の法の規定による給与の内払とみなす。

(国家公務員災害補償法の一部改正)

12 国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「俸給の特別調整額」の下に「初任給調整手当」を加える。

13 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

第二百四十二条第二項中「扶養手当」の下に「初任給調整手当」を加える。

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案

防衛庁職員給与法(昭和二十七年法律第二百六十六号)の一部を次のように改正する。

第五条第四項中、「行政職俸給表(ロ)の適用を受ける職員にあつては、二十四月」とあるのは「政令で定める職員にあつては、政令で定める期間」とを削る。

第十一条第一項を次のように改める。

で及び月の十六日から末日までの各期間内の日に、その月の月額の半額ずつを支給することができる。

第十四条第一項中「事務官等には」の下に「初任給調整手当」を加え、同条第二項中「第十二条から第十三条の二まで」を「第十条の三、第十二条から第十三条の二まで」に改める。

第十九条中「俸給の特別調整額」の下に「初任給調整手当」を加える。

下に「初任給調整手当」を加える。

第二十五条第二項中「四千二百円」を「四千五百円」に改める。

第二十七条第一項中「附則第十項」を「附則第九項」に改め、同条第二項中「事務官等にあつては俸給、俸給の特別調整額」の下に「初任給調整手当」を加える。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第一 事務次官、議長及び参事官等俸給表

事務次官 議長	官長	官職 等級	参事官等		
			1 等 級	2 等 級	3 等 級
			俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
円 120,000	号	俸	円	円	円
			1 65,300	43,400	23,100
			2 68,800	46,100	24,500
			3 72,300	48,800	25,900
			4 75,800	51,500	27,400
			5 79,300	54,200	28,900
			6 82,800	56,900	30,600
			7 86,300	59,700	32,300
			8 89,800	62,500	34,000
			9 93,300	65,300	35,700
			10 96,800	68,100	37,400
			11 97,900	70,400	39,100
			12 99,600	72,700	40,800
			13 101,300	74,600	42,500
			14	76,300	44,500
			15		46,500
			16		48,500
			17		50,500
			18		52,500
			19		54,500
			20		56,500
			21		57,900
			22		59,400
23		60,600			

給表

陸 将 補	1等陸佐	2等陸佐	3等陸佐	1等陸尉	2等陸尉	3等陸尉	1等陸曹	2等陸曹	3等陸曹	陸 士 長	1等陸士	2等陸士	3等陸士
海 将 補	1等海佐	2等海佐	3等海佐	1等海尉	2等海尉	3等海尉	1等海曹	2等海曹	3等海曹	海 士 長	1等海士	2等海士	3等海士
空 将 補	1等空佐	2等空佐	3等空佐	1等空尉	2等空尉	3等空尉	1等空曹	2等空曹	3等空曹	空 士 長	1等空士	2等空士	3等空士
俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
56,500	45,300	38,400	33,000	27,900	22,000	19,500	15,700	13,100	11,900	9,700	8,500	7,600	7,000
59,300	48,100	40,300	34,800	29,400	23,300	20,100	16,900	14,300	13,000	10,800	9,100		
62,200	50,900	42,200	34,600	30,900	24,700	20,800	18,200	15,600	14,200	11,900	9,700		
65,100	53,700	44,100	38,400	32,400	26,100	22,000	19,400	16,900	15,500	13,000	10,300		
68,000	56,500	46,000	40,300	34,200	27,500	23,300	20,700	18,200	16,800	14,100			
70,900	59,300	48,100	42,200	36,000	28,900	24,500	21,900	19,400	17,900	15,200			
73,800	62,200	50,200	44,100	37,800	30,400	25,800	23,200	20,700	18,900				
76,700	65,100	52,300	46,000	39,600	31,900	27,100	24,500	21,900	19,800				
79,000	68,000	54,400	47,900	41,400	33,300	28,500	25,900	23,000	20,600				
81,300	70,300	56,400	49,700	42,900	34,500	29,800	27,200	24,100	21,400				
83,300	72,600	58,400	51,500	44,200	35,700	31,200	28,500	25,100					
85,000	74,600	60,200	53,000	45,400	36,900	32,600	29,600	26,000					
	76,300	61,900	54,500	46,500	37,900	33,700	30,700	26,900					
		63,400	55,800	47,500	38,900	34,800	31,800	27,700					
		64,800	57,000	48,500	39,800	35,800	32,700	28,500					
					40,700	36,700	33,600						
						37,600	34,500						
						38,400	35,300						
						39,200	36,100						

又は空将で、甲の欄に掲げる俸給月額を受けるべき官職及びその官職を占める者の俸給の号俸は、総理府令で定める。この場合の官職を占める者が最高の号俸による俸給月額を受けるに至つた時から長期間経過したときは、当該俸給月額をこえる俸給月額ができる。

別表第二 自衛官俸

附級	將將	
	甲	乙
陸海空	俸給月額	俸給月額
号俸		
1	円 97,400	円 71,000
2	101,200	74,600
3	105,000	78,200
4	108,800	81,800
5	112,500	85,400
6		89,000
7		92,600
8		96,200
9		99,800
10		100,900
11		
12		
13		
14		
15		
16		
17		
18		
19		

備考 陸将、海将
において、そ
を定めること

附則

1 (施行期日)

この法律は、公布の日から施行し、昭和三十五年十月一日から適用する。ただし、第十一条第一項、第十四条、第十九条及び第二十七條第二項の改正規定は、昭和三十六年四月一日から施行する。(俸給の切替え及び切替えに伴う措置)

2 昭和三十五年十月一日(以下「切替日」という。)

において切り替えられる職員の俸給月額、次項、附則第四項及び附則第六項に定めるものを除き、この法律による改正前の防衛庁職員給与法(以下「旧法」という。)の適用により切替日の前日においてその者が属していた職務の等級(統合幕僚会議の議長たる自衛官以外の自衛官にあつては、階級をいう。以下同じ。)における俸給の幅のうちのその者が受けていた俸給月額をその者が受けていた月数(総理府令で定める職員については、当該月数に総理府令で定める月数を増減した月数)に当該俸給月額に対応する当該職務の等級における号俸の直近下位の号俸から一号俸までの号俸に係る改正前の俸給表(旧法別表第一

及び別表第二並びに一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(昭和三十五年法律第 号)による改正前の一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号。以下「改正前の一般職給与法」という。)別表第一から別表第七までをいう。以上同じ。)に定める昇給期間の月数の合計月数を加えて得た月数を十二月で除して得た数(一に満たない端数は、切り捨てる。)に一を加えて得た数を号数とする改正後の俸給表(この法律による改正後の防衛庁職員給与法(以下「新法」という。)別表第一及び別表第二並びに一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(昭和三十五年法律第 号)による改正後の一般職の職員の給与に関する法律(以下「改正後の一般職給与法」という。)別表第一から別表第七までをいう。)に定めるその者の属する職務の等級における号俸による額とする。

3 切替日の前日において旧法の規定により職務の等級の最高号俸による俸給月額を受けていた職員及び同法第五條第二項の規定又は同法同条第四項の規定により準用

する改正前の一般職給与法第八條第八項ただし書の規定により職務の等級の最高号俸による俸給月額をこえる俸給月額を受けていた職員の切替日における俸給月額については、政令で定めるところによる。

4 切替日の前日において旧法第五條第三項の規定により準用する改正前の一般職給与法第六條の二前段の規定により俸給月額を受けていた事務官等又は旧法別表第二備考の規定により同法同表に定める陸将、海将及び空将の甲の欄に掲げる俸給月額を受けていた自衛官の切替日における俸給月額は、それぞれ切替日の前日においてその者が受けていた俸給月額に対応する号俸と同一の改正後の一般職給与法別表第一イ行政職俸給表(一)、別表第五イ教育職俸給表(一)若しくは別表第六研究職俸給表に定めるその者の属する職務の等級における号俸による額又は新法別表第二に定める陸将、海将及び空将の甲の欄における号俸による額とする。

5 附則第二項及び附則第三項の規定により切替日における俸給月額を決定される職員の切替日以降における最初の新法第五條第四項の規定により準用する改正後の一般職給与法第八條第六項本文又は同條第八項ただし書の規定による昇給については、附則第二項の規定により切替日における俸給月額を決定される職にあつては同項の規定により切り捨てられた端数を十二月に亘り得た月数を、附則第三項の規定により切替日における俸給月額を決定される者にあつては政令で定めるところにより算出した月数を、それぞれ附則第二項又は附則第三項の規定により決定される切替日における俸給月額を受ける期間に通算する。

6 切替日以後この法律(附則第一項ただし書に係る部分を除く。以下同じ。)の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までの間において、旧法の規定により新たに改正前の俸給表の適用を受ける職員となつた者及び職務の等級又は俸給月額に異動のあつた職員の当該適用又は異動の日における新法の規定による俸給月額の決定及びその俸給月額を受ける期間の算定については、総理府令で定めるところによる。

7 昭和三十三年四月一日以後切替日の前日までの間において職務の等級を異にして異動した職員の切替日における俸給月額及び附則第三項の規定により通算されることとなる期間については、切替日において職務の等級を異にして異動したものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、総理府令で定めるところにより必要な調整を行なうことができる。

8 附則第二項から前項までの規定の適用については、旧法の適用により職員が受けていた俸給月額は、同法及びこれに基づく命令の規定に従つて定められたものでなければならぬ。

9 附則第二項、附則第六項及び附則第七項の規定に基づき総理府令を定める場合においては、あらかじめ大蔵大臣と協議しなければならない。

10 附則第三項から附則第八項までに定めるもののほか、この法律の施行に伴う職員の俸給の切替えに關し必要な事項は、政令で定める。(給与の内払)

11 旧法の規定に基づいて切替日から施行日の前日までの間に職員に支払われた給与は、新法の規定による給与の内払とみなす。

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律
特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）の一部を次のように改正する。
第三条第二項中「十一万円」を「十八万円」に改める。
第四条第二項に後段として次のよ

うに加える。
この場合において、同条中「四千七百円」とあるのは、「五千八百円」と読み替えるものとする。
第九条中「四千二百円」を「四千七百円」に改める。
別表第一を次のように改める。
別表第二

官 職 名	俸 給 月 額
内閣総理大臣	二五〇、〇〇〇円
国務大臣	一八〇、〇〇〇円
会計検査院長	
人事院総裁	
検査官（会計検査院長を除く。） 人事官（人事院総裁を除く。） 内閣官房長官 総理府総務長官 法制局長官 宮内庁長官	一五〇、〇〇〇円
政務次官 内閣官房副長官 総理府総務副長官 国家公安委員会委員長 公正取引委員会委員長 土地調整委員会委員長 文化財保護委員会委員長 地方財政審議会会長 侍従長	一三〇、〇〇〇円
式部官長	一一〇、〇〇〇円
公正取引委員会委員 土地調整委員会委員 首都圏整備委員会の常勤の委員 社会保険審査会の委員長及び委員 労働保険審査会委員 地方財政審議会委員	一〇〇、〇〇〇円

原子力委員会の常勤の委員
公共企業体等労働委員会の常勤の
公益を代表する委員
科学技術会議の常勤の議員
運輸審議会委員
東宮大夫

別表第二を次のように改める。

別表第二

官 職 名	俸 給 月 額
大使	五号俸 一五〇、〇〇〇円 四号俸 一三〇、〇〇〇円 三号俸 一〇〇、〇〇〇円 二号俸 一〇〇、〇〇〇円 一号俸 九〇、〇〇〇円
公 使	四号俸 一三〇、〇〇〇円 三号俸 一〇〇、〇〇〇円 二号俸 一〇〇、〇〇〇円 一号俸 九〇、〇〇〇円

別表第三を次のように改める。

別表第三

官 職 名	俸 給 月 額
秘書官	八号俸 六八、〇〇〇円 七号俸 六一、〇〇〇円 六号俸 五四、〇〇〇円 五号俸 四八、〇〇〇円 四号俸 四二、〇〇〇円 三号俸 三六、〇〇〇円 二号俸 三〇、〇〇〇円 一号俸 二六、〇〇〇円

附 則

1 この法律は、公布の日から施行し、昭和三十五年十月一日から適用する。

2 改正前の特別職の職員の給与に

関する法律の規定に基づいて昭和三十五年十月一日からこの法律の施行の日の前日までの間に特別職の職員に支払われた給与は、改正後の特別職の職員の給与に関する

法律の規定による給与の内払とみなす。

十二月十三日本委員会に左の案件を付託された。

一、滋賀県の寒冷地手当に関する請願（第一号）

一、公務員の寒冷地手当等に関する請願（第一四号）

一、山形県西置賜郡の寒冷地手当に関する請願（第三九号）

一、広島県呉市東小坪に米軍弾薬荷揚場設置反対の請願（第五三三号）

一、国家公務員の寒冷地手当に関する請願（第六七号）

一、国家公務員の給与改定に関する請願（第六八号）

一、軍人恩給の加算制復元に関する請願（第八一号）

一、傷病者の増加恩給等は正に関する請願（第八七号）

第一号 昭和三十五年十二月五日受理
滋賀県の寒冷地手当に関する請願
請願者 滋賀県議会議長 奥村 悦造
紹介議員 村上 義一君

昭和二十四年法律第二百号「国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律」により、滋賀県では一万二千名の公務員がその適用あるいは準用を受けているが、その支給の基準となる寒冷地及び寒冷地手当の支給率は、長年すえおかれたままであり、今日の物価水準上昇に見合う適正なものとはいえず、また支給地域区分については本県の冬期気象の

実態についての配慮が払われず、かつ北陸地方とはほとんど同一の気象条件であるにもかかわらず、これと級差のあることはまことに不均衡であると考えられるから、現行の寒冷地手当、石炭手当、薪炭手当の支給基準を現行に即したものに改正し、級地の拡大と相当額増額の措置を講ぜられるとともに、滋賀県の不利なる級地を是正されるよう格段の配慮をせられたいとの請願。

第一四号 昭和三十五年十二月五日
受理
公務員の寒冷地手当等に関する請願

請願者 新潟県議会議長 丸山直一郎

紹介議員 小柳 牧衛君

国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律は、積雪寒冷地に在勤する職員の冬期間の生計費を補償する上に、幾多の不合理な点があり、しばしば国会においても改正案の審議がなされたにもかかわらず、いまだ改正が実現されてない実情にあるが、同法について、第三十四回国会に現行寒冷地手当、薪炭手当には種々に不合理不均衡が生じている実情にかんがみ、政府はすみやかに人事院をして調査研究せしめ、昭和三十六年度から改正するよう措置するものとするの付帯決議がなされているから、(一)寒冷地手当の支給率「百分の二十」を「百分の二十五」に改定すること、(二)薪炭手当「五千円」を「一万五千円」に増額すること等の実現に努力せられたいとの請願。

第三九号 昭和三十五年十二月五日
受理
山形県西置賜郡の寒冷地手当に関する請願

請願者 山形県長井市長 羽田 貞三

紹介議員 村山 道雄君

国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律の指定地域の区分が町村合併前の行政区画によつて定められていることから、山形県内においても長井市(旧長井町、長井、西根、平野、伊佐沢、豊田五箇村)のような新区画を二分される結果となり、行政上もいろいろ不便を生ずる結果となり、特に新五級地と四級地又は旧五級地と比較してみても同一市内でありながら寒冷度あるいは積雪等にそのような大きな差があるものではなく、加えて新市町村における行政事務上においても、職員の人事問題をはじめ非常に困難な状況となつていから、このような面を含め過去における気象状況も勘案の上本県西置賜郡を全域五級地として指定するとともに、寒冷地手当の支給額を五級地百分の百、四級地百分の八十に改定せられたいとの請願。

第五三三号 昭和三十五年十二月六日
受理
広島県呉市東小坪に米軍弾薬荷揚場設置反対の請願

請願者 広島県呉市広町小坪小坪自治会内 沖田静登

紹介議員 須藤 五郎君

広島県呉市広町黄幡地区にある米軍の弾薬庫の撤去要請に伴い、場所こそち

がえ同地区の東小坪三千坪を代替地として弾薬荷揚場を設置する計画が住民の全く知らない間に着々とすすめられ、これがため全住民は大きな憤りを感している。荷揚場の設置によつて日夜生命の脅威と不安の生活をしいられることになるであろうことを思うとき、戦争にも通ずる恐ろしい弾薬荷揚場を小坪の地に設置することには反対するものであるから、全住民の意をくまれて本問題の究明と調査を実施の上、善処せられたいとの請願。

第六七号 昭和三十五年十二月六日
受理
国家公務員の寒冷地手当に関する請願

請願者 長野県議会議長 羽田 義知

紹介議員 羽生 三七君

現行の寒冷地手当は、寒冷地を中心構成されたもので、降雪地帯における気象条件及び雪害に対する考慮が欠けているため全国有数の多雪地を含む長野県に在勤する国家公務員に支給される寒冷地手当は実情にそわない極めて不合理なものとなつてい。このようなどから、第三十六回国会においては、両院の内閣委員会付帯決議をもつて寒冷地手当の改善とその早期実現を政府に要望し、第三十八回国会においては所要の改正を期する法律案が参議院を通過したにもかかわらず、国会解散によつて未成立となり、さらに第三十一回国会においても審議未了となつたいきさつがあるだけに、すみやかに改正措置が望まれる次第であるから、政府は、特別国会において寒冷地手当支給率「五級地百分の二十」の四箇月分

とあるのを、「百分の二十五の四箇月分」とし、これとあわせて支給地域の均衡は正を図るための「国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律」の一部改正措置を講ぜられたいとの請願。

第六八号 昭和三十五年十二月六日
受理
国家公務員の給与改定に関する請願

請願者 石川県金沢市木の新保五ノ二四 稲葉穂州

紹介議員 鶴岡 哲夫君 北村 暢君

国家公務員の給与改定実施時期を十月一日とする閣議決定並びにこれに伴う措置は人事院勧告の趣旨に反する不適当なものであり、国の勧告尊重義務並びに国民の生存権を維持させるよう努めねばならない国の義務にも違反し法的には無効であり又、政治的にも道義的にも不当でないから、この実施時期を人事院勧告どおり五月一日とするよう措置せられたいとの請願。

第八一号 昭和三十五年十二月七日
受理
軍人恩給の加算制復元に関する請願

請願者 兵庫県東粟郡波賀町議會議長 小椋時夫

紹介議員 青田源太郎君

三回にわたる恩給法の改正にもかかわらず、いわゆる赤紙応召者は完全に旧法の義務を果しながら、加算制廃止によつて失権のまま放置されていることは誠に不合理であるから、すみやかにこれら下級の元軍人等に対し加算制を復元せられたいとの請願。

第八七号 昭和三十五年十二月八日
受理
傷病者の増加恩給等正に関する請願

請願者 東京都千代田区丸ノ内一運輸省前財団法人日本傷痍軍人会内 奈良 榮三外二名

紹介議員 小柳 牧衛君

現行恩給法中、傷病恩給に関しては、他の恩給に比し大きな不均衡のまま放置されており、特に等差、裁定基準の根本的は正が行なわれていないばかりでなく、年額、間差及び家族加給等について、第二十八回及び第三十一回国会では付帯決議が附されているように、未解決な問題点が残されているから、(一)第一項の増加恩給の年額を二十万一千円とすること、(二)間差を旧法の間差に是正すること、(三)家族加給は一人四千八百円を現在員に支給し、傷病年金受給者に対して文官と同様家族加給を支給すること、(四)裁定基準を是正するため、恩給法別表第一号表の二及び三を改正すること、(五)恩給法附則第二十二条による賜金受給者の後重症の請求権を認めること等の是正を図られたいとの請願。

昭和三十五年十二月二十二日印刷

昭和三十五年十二月二十三日發行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局